

---

第2回 日吉津村議会定例会会議録 (第2日)

平成29年6月13日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

平成29年6月13日 午前9時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(10名)

1番 河 中 博 子	2番 景 山 重 信
3番 松 本 二三子	4番 加 藤 修
5番 三 島 尋 子	6番 江 田 加 代
7番 橋 井 満 義	8番 井 藤 稔
9番 松 田 悦 郎	10番 山 路 有

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 高 森 彰 書記 ..... 森 下 瞳

---

説明のため出席した者の職氏名

村長 ..... 石 操 総務課長 ..... 高 田 直 人
住民課長 ..... 清 水 香代子 福祉保健課長 ..... 小 原 義 人
建設産業課長 ..... 益 田 英 則 教育長 ..... 井 田 博 之
教育課長 ..... 松 尾 達 志 会計管理者 ..... 前 田 昇

---

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。議場には季節を彩るアジサイが飾られています。心の和む思いであります。

それでは、早速本日の会議に入らせていただきます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第1、一般質問を行います。

本年3月定例会からそれまで1日で行っていましたが、2日間で行うこととしました。本日は6月13日、1回目の通告者の紹介をしたいというふうに思います。

通告1番、議席番号8番、井藤稔議員。通告2番、議席番号9番、松田悦郎議員。通告3番、議席番号1番、河中博子議員。通告4番、議席番号2番、景山重信議員。通告5番、議席番号5番、三島尋子議員。本日は以上5名の議員が一般質問を行います。

明日は6月14日、通告6番、議席番号6番、江田加代議員、通告7番、議席番号3番、松本二三子議員、以上、2名が行います。紹介が終わりましたので、通告順に質問を許します。

最初に、8番、井藤稔議員の質問を許します。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 議席番号8番、井藤でございます。

新たに今回、新体制での初の定例会ということで、まず1番バッターとして質問許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

ところで、議員、同僚の皆さんには、けさ方、多分新聞見て出て来られて御承知と承知と思いますが、高知県の大川村のほうで、いわゆる町村総会が行政の村長のほうから検討をするということで提案されたということで、議会のほうは時期尚早じゃないかということも、詳しくはわかりませんが、そういうような対応をしたということのようなんですけれども、定数が本当に6名というようなことでありますし、同じように定数が6人以下のところは全国的に見ればこのほかにも11ほどあるということで、やはりこういうような時期に来たんかなという気が本当にして見させてもらいました。行政の失敗なんか議会改革の失敗なんか、はたまた大きな流れの人口減少の結果なのかということについてつくづく思いましたけれども、やはりある意味では我々にも課せられた

今後の課題だろうかなというふうに考えております。

本日は3点について質問させていただきます。

1つが、議決事件の拡大に関する考え方はどうですかということについてお尋ねします。2つ目が、日吉津村の国民保護計画への対応はどうなってるのでしょうかということでありまして。3点目が、国保会計、国民保険会計の県一本化への村の準備状況はどうでしょうかということでありまして、以上3点について質問させていただきます。

まず、議決事件の拡大に関する考えはということでもございますけれども、御承知のとおり、日吉津村も本年4月1日から議会基本条例を施行となっております。それと関連しまして、関連条例、政治倫理条例と、もう一つが議決すべき事件に関する条例、この2つの制定が必要だということでありまして、基本条例本体の採決の議決の際にも説明をさせていただいたところでもありますけれども、この関連につきまして、議決事件の追加につきましては、実は地方分権改革の一環として、やはり地方議会の機能を強化するというところで求められたという当時の趣旨説明がっております。今後、議会での結論を経まして、村長のほうに、執行部のほうに協議予定にいたしております。そういう観点で、次の4点についてお尋ねしたいと思います。

1点が、過去の執行部での検討の有無はどうですかということでありまして。これはまた後ほどお話ししたいと思いますけれども、2000年に一括法案が施行となっております。その際に各町村で県内でも随分議論がされて議決事件の追加ということで条例制定になっております。このあたり、本村ではどうであったかということでありまして。

2つ目が必要性に関する村長の判断とその理由についてお聞きしたいと思います。

それから、3点目が万一じゃないですけども、議決事件の追加として規定した際の執行部のほうの課題、何か問題点はありますかということについてお尋ねしたいと思います。

それから、4点目が、執行部が現時点で必要と考えておられる追加する議決事件について伺いたいと思います。

2点目が、日吉津村国民保護計画への対応ということでありまして。先日だったでしょうか、6月8日、この先日ですけども、朝方、ウォンサンの付近から地对艦巡航ミサイル数発を発射したということでもございました。北朝鮮でございますけど、200キロどうも飛んだということでもあります。実にことしに入ってから10回目ということで、本当に子供の花火じゃないかという感じもせんわけでもないですけども、要は、ことしに入ってから10回であります。禁止を求める制裁を科する国連決議にもかかわらず、警告を全く無視して敢行されているところであります。その中で、5月14日の早朝に発射された弾道ミサイルは、最もどうも長い距離を飛ぶようなや

つだったようでして、ロフテッド軌道で約30分間飛んだということでありました。実際飛んだのは800キロの距離の日本海の公海上だったようでありますけども、日本に向かって撃てば多分七、八分で完全に届いている状態だったということが言われております。要は、数千キロか1,000数百キロかということは忘れてしまいましたけど、要は十分に日本に届く距離のいわゆる弾道ミサイルであったということが言われております。また、聞くところによりますと、本年度中には大陸間弾道弾が多分飛ばすであろうということが先般報道されておりました。

以上のような状況で、本当に危機感を感じるわけなんですけど、最近の弾道ミサイル発射の際の対応は村のほうはどうなってるんでしょうかということをご第一点、お聞きしたいと思います。

それから、2点目が、武力攻撃事態が発生した場合の対応は果たしてどのように考えておられるんでしょうか。それと、国民保護計画、日吉津村のをつくっておられます、これの村民への周知状況はどうなんでしょうかということでもあります。

それから、4点目が、訓練の必要性、国民保護法制に沿った訓練の必要性やその実施についてのお考えはどうなんでしょうかということについて、以上4点について伺います。

3点目が、国保会計県一本化への準備状況であります。平成30年度から国保会計が県に一本化される、これは皆さん御承知のとおりであります。先日、4月26日でありましたけども、県の担当課長のほうから県への一本化に向けました準備状況などにつきまして説明を受けたところでもあります。6月、今月には市町村との連携会議により最終案を確定しまして、7月の運営協議会で運営方針を決定するということでもありました。いまだ未確定部分もあると思いますが、現時点の推進状況について伺いたいと思います。準備状況について伺いたいと思います。

まず、1点目が、村民、いわゆる被保険者の手続などで変更となる部分についてお聞きしたいと思います。説明資料、本当に細かいデータ数字の入った説明資料をいただきましたけども、大半のところはイメージということでの表記がありまして、イメージ、なかなか説明が難しいからイメージ図になったと思いますけども、なかなかわかりづらい部分がありました。そういうことで、村民の皆さんには手続上どんなところが変更になるんだろうかということが非常にわかりづらいと思いますので、私も実はわからないんですけども、説明をいただいたらと思います。

それで、その上で、村の事務で変更となる部分はどのような点で変更になるんでしょうか。

それから、県が示す標準保険料と保険料率と、市町村が決定する保険料率の関連はどうなるんでしょうか。この間に納付金というようなものも、給付金だったでしょうか、入るようになっております。これが県のほうから示されて標準税率とともに示されて、それで市町村のほうで保険料率を決定するというような説明だったと思いますが、この点はどうでしょうか。

それから、保険料率が現在のところ4方式で行われております。固定資産、所得など、ほか2点の4方式で決められとるわけですが、これが3方式、固定資産割合を除くというようなことも検討されとるということでした。この点はどのように判断されておりますでしょうか。最終的には何か市町村の判断によるということであったように記憶いたしております。

それから、最後に、村の国保、今、特別会計、このたびも上がっておりますけども、いわゆる特別会計は残るんかどうか。あるいは村の国保基金、残りの取り扱いはどうなるんだろうかという非常にちょっと5点、多くなっておりますけども、この点についてお聞きしたいと思います。また、必要があれば再質問をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） それでは、井藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、議会基本条例に関する内容で、議会の議決事件の拡大に関する考えはということで質問をいただいております。

それぞれの丸が4つございまして、過去の執行部での検討の有無ということで、地方分権改革当時ということのようでありますけども、それは2000年の地方分権一括推進法の際にいろんな議論をしたのかということでもありますけれども、それは本当に大きな量の、たくさんの数の条例などを法律に基づいて変えたわけですが、それは国の指示に従った部分が大きかったというふうに思っております。地方分権一括推進法を施行を間に合わせるといのが精いっぱいであったかなというふうに、その当時は思っていました。今で見るとそういうふうに思っています。それからさまざまなことで行革を中心に分権改革が進んできた。そして、それは地方も国の交付税の削減等によって職員の定数やさまざまな経費の節減などを中心にしながら分権に臨んできて今日があるというふうに思っておりますので、その分権改革一括推進法を経てさまざまな取り組みを今日まで、2017年までやってきたと。さらにこれからもやってく必要があるということで考えております。

それから、議決事件についての件につきましては、議会基本条例の協議の際に総合計画の基本構想など、必要最小限の議決事件の追加としていただくように議会のほうにお願いはさせていただいたところであります。

必要性に関する村長の判断とその理由というところではありますが、現在は具体的にこういうことで議決はということでは議論が始まってないというふうに思っていますので、その一つ一つの事案について判断を加えていく必要があるというふうに考えておまして、今の段階でその議決事件を加えて、そしてその案件に対して執行部としての課題を整理してというふうなところに至っ

ていないということでもありますので、今後、議会の中では政治倫理条例や、さらには議会の議決条例を考えていかれるということでもありますので、その機会をかりてタイミングをいただいて議論をしていけることができるといふふうに考えるところでもありますので、議会機能の強化のためということで、さきの政治倫理、そして議決条例等についてまた議会の中で御議論をいただいて、さらには執行部と議論ができる機会を与えていただきますようお願いをするものであります。

それから、次に、国民保護計画への対応はということでございますが、先ほど隣国からの弾道ミサイルの発射の様子等が議員からありましたけれども、まさしく毎週ごとに発射されるということで、懸念はしても、じゃあ地方自治体として何ができるのかということでは、本当に村民の皆さんにそういうことをお示しができないということ、非常に遺憾に思っておるところでありますけれども、あくまでもこの部分については国の仕事であるといふふうに考えております。

最近の弾道ミサイル発射の際の対応はということでもありますけれども、今のところでは県内に落下が予想されると判断された場合には、国県を通じてJ－ALERTで行政無線が流されるということでありまして、屋内にいらっしゃる方はなるべく窓際から離れて壁際で避難をするということや、屋外にいらっしゃる方はなるべく強固な建物に避難をするというような内容になっておりますけれども、実際の本当にミサイルが特定の日本内に、県内に落ちると、落下するといふ予測ができたときに、じゃあ村のイベントで海浜公園にいらしゃった、また日野川河川敷にいらしゃったというときに、村民の皆さんが避難することは到底無理だといふふうに考えますので、実際のそういうことではないと、政府の方々はどうなふうにお考えになっていらっしゃるのかよくわかりませんが、そんな対応では到底到底村民の皆さんも国民の皆さんも決して納得はしていらっしゃらないといふふうに思うところでもあります。今のところは鳥取県に影響がないということ、避難行動等については、先ほど申し上げたようなことをホームページ等で周知しておるところであります。

それから、武力攻撃事態が発生した場合の対応ということでもありますけれども、この事態につきましては、ゲリラ、特殊部隊による攻撃が1つ、弾道ミサイル攻撃、先ほどの隣の国の弾道ミサイル攻撃もあるわけでありまして、これ2つ目。それから、航空攻撃、いわゆる飛行機でやってくるというものであります。それから、4つ目が着上陸侵攻ということで、上陸をして侵攻を受けたというときの4種類があります。武力攻撃が発生した場合には、速やかに第一報を受信、伝達するとともに、県等関係機関などに連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、被害の拡大防止等の対応措置を行いますということになってます。J－ALERTにつきましては、先ほど弾道ミサイル攻撃が発生した場合に、国を通じて県も判断しながらJ－ALERTのサイレンが流さ

れるということでもありますので、非常に決め手に欠ける内容であるというふうに考えておりますので、できるだけものを流していきたいというふうに思うわけですが、先ごろの新聞では鳥取県が6月7日の報道では、北朝鮮が発射したミサイルが県内に落下したことを想定して図上訓練を行ったと、県警、消防、陸上自衛隊、関係機関が参加して初動対応の手順を確認されたということでもあります。県によりますと、国と連携した避難訓練を実施した自治体があるが、県独自の図上訓練は全国初ということでありました。県は来年2月、国と合同でミサイルの落下やテロを想定した国民保護訓練を実施する予定だということ、国民保護訓練を実施する予定だということでもありますので、それは町村も一緒になってやっていくのかなということ、新聞報道では受けとめておるところであります。この県の6日にされたミサイルが発射されて県内に落下をしたという想定さえも、どこに落下したかがその想定が私のところには明らかにされていないと思っております。東部なのか中部なのか西部なのか、全県なのかということ、それは対応の仕方が全く変わってくるであろうというふうに考えておりますので、いかにも判断のしづらい状況にありますけれども、世界の状況で北朝鮮の状況やその他の国の状況を考えますと、いつ武力攻撃なりテロ攻撃等が発生をしても不思議ではない事態になっておりますので、井藤議員御懸念のとおりだということは村民の皆さんや国民の皆さんの共通した認識であろうなというふうには思いますが、でも、国民にはどうすればいいのかと、国民が納得のいく説明は、その避難の方法等は国からまだ示されていないというふうに私は受けとめておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。全国でもことしに入って秋田県、山口県などが国と連携をして実施をされて鳥取県はそんな状態でありますので、今後の取り組みになるとは思いますが、ミサイルがどんな状態でいつ発射されるかわからない状態の中で、村民の皆さんに私自身がこんな答弁をすることはいささか不謹慎ではありますけれども、そういう状況でありますので、あえて申し上げて御理解をいただきますようお願いをするものであります。

次に、3点目の国保会計県一本化の準備の状況ということでもありますけれども、県としてはこれまでの話では、昨年12月までには市町村の標準保険料を示すという言い方でございましたが、それがされていないということで、井藤議員の質問の先ほどの話の中では6月に市町村にその案を出して、7月には決定をしたいというような意向だということでもありますので、本当に住民の皆さんに御理解いただく機会が減ってしまったなあとこのように思っています。

それから、保険料率の4方式から3方式に今、変更ということで、固定資産割の部分を県がこんな数字が出ますということは昨年言われましたけれども、市町村としてその固定資産割を除いたらなんて議論はしたことがありませんので、それはちょっと違うのかなというふうに私は思って

ます。県が出された数字だと思ってます。それは、今、固定資産持たない被保険者もいらっしゃいますので、そういう発想はあるのかなということで考えたときには、本来は資産の受益や資産の保有高でもって医療給付が受けられるというものではありませんので、その国保税の徴収の所得の基準の一つになっておること自体は多少違和感がありますけれども、でも、これまで長くやってきたその国保の中で、資産割の部分を外そうという議論は県内の町村で出してないと、議論をしたことがありませんので、その議論はちょっと私のほうでは理解をしていないということがありますが、そのようなことを申し上げてお答えをさせていただきますけれども、現在、現時点での進捗状況についての御質問ですが、1つ目の被保険者の手続等で変更となる部分という御質問であります。現時点では特にないというふうに考えております。職場の健康保険に加入したときややめたときに国保の喪失・加入手続が必要なことは従来どおりでありまして、引っ越しをされた場合の前住所地と新しい住所地での届け出も今までと同様に必要となります。現在は保険者が各自治体ですので、住所が変わると前住所地では、前の住所地では資格の喪失、新しい住所地では資格の取得となっておりますけれども、平成30年度からは保険者が鳥取県一本に、鳥取県がなりますので、県内での住所変更の場合は、当然ではありますけれども、資格自体を喪失、取得することはありませんけれども、ただ、手続としては各住所地での適用終了、適用開始の届け出が必要となってまいります。

また、高額療養費などの給付金を受ける手続も同様で、全ての手続は従来どおり各市町村の窓口で行うこととなります。

村の事務で変更となる部分ですけれども、月々の国民健康保険団体連合会を通した医療費の支払いがなくなるということでもあります。県へ請求を回すこととなります。かわって県から請求される納付金を自治体は払うということになります。医療費を納付金として払うということになります。

県が示します標準保険料率と市町村が決定する保険料率の関連でありますけれども、もともと県が示す標準保険料率は各市町村の納付金の支払いができるように計算をされたものになります。したがって、これを参考に、各市町村で保険料率を決定することとなります。あくまでも保険料率を決定するのは市町村であります。しかし、県の示す保険料率が重要な基準になるというふうに考えております。

保険料率の4方式から3方式への変更の予定はということで、先ほど申しあげましたように、所得の基準として本人の保険税の算定方法は所得に率を掛けた所得割、それから固定資産税に率を掛けた資産割、個人に一定の金額を掛ける均等割、世帯に一定の金額を掛ける平等割の合計額

となっております、これを4方式と呼んでおるところであります。県内の市町村は全てこの4方式の算定方法を行っており、県では将来的な3方式変更の検討が行われておるようでありませけれども、市町村には具体的な提案はないということでもありますので、平成30年度の制度改正時点での3方式への変更はあり得ないというふうに考えております。

最後に、村の国保の特別会計についてはこのまま残ります。前段で申し上げました医療費の支払いと納付金の支払いについては大きく変更になりますが、事務のやり方が変わると流れが変わるということでもありますけれども、国民健康保険事業の窓口はあくまで市町村でやります。税や交付金関係の収入や給付事業や負担金等の支出などがございますので、国保特別会計は継続をしまいるという、まいらなければならないということでもあります。

また、基金の取り扱いについてでございますけれども、各自治体が保有しております基金につきましては、平成30年度の制度改正後も残して引き続き積み立てを行いながら不測の事態に、不測の事態というのは医療費が伸びて、いわゆる県から来ます、これだけ払いなさいよという納付金が高額になる、ふえていく可能性がありますので、それを不測の事態ということで備える必要があるというふうに考えております。

以上が県と市町村によって検討が行われてきたところでもありますけれども、細部に至ってはまだ検討途中でありますので、これからも県と市町村と連携して協議を行ってまいるわけでありませけれども、時間的にはもう猶予がなくなってしまったというふうに思っております。住民の皆さんに制度改正の御説明をしっかりと、納得していただくような時間をとるためには非常に厳しい段階まで来たなというふうに思っておりますので、御理解をいただきますようお願いをして、以上で井藤議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（山路 有君） そうしますと、これより再質問に入りたいと思います。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） それでは、詳しく答弁いただきましたけど、いま少しちょっとお聞きしたいと思います。

まず、議決事件の拡大に関する考え方の関係です。結論的にはほとんど検討されてないという理解でよろしいでしょうか。地方分権推進法の推進の絡みで大変お忙しかったらうなということがわかりますし、それから、平成23年の地方自治法の改正のときも、経緯もあります。そういう中で、私も平成24年段階のちょっと一覧表が県内にもありまして、果たして鳥取県内の町村で検討されるところあるだろうか、どうだろうか、詳細はちょっと省略しますが、大半のところ、4市9町でやっぱり追加議案を議決しております。4市9町だったと思いますけれども。

智頭町などでは6つ追加、議決事件、要は96条第2項による6つあれしとりますし、それから、北栄町は8町です。このあたりは把握しとられますか。どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 議決事件につきましては、一応、一覧表の中で各市町村がどういう、いつ施行されてどういう内容でということは調べをしております。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 知っとられる、把握はしとられるわけですね、その点はね。先ほどの村長の答弁では必要最小限度でということであったかと思えますけども、必要最小限度も何もない、今のとこでいわゆる96条第2項に基づく追加した議決事件は一つもないですよ、本村の場合は。それと比べてこういうふうにその都度的確に対応されて規定してきとる町村もあるわけでありまして、このあたりを見られての考えちゅうのはやっぱり相変わらずあれでしょうか、必要最小限度でということなんでしょうか、どうでしょうか。その点ちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 中身を見させていただきますと、いわゆる定住自立圏等の内容が多くを各市町村が占めておるといふふうに思えますし、それから、介護保険の事業計画なども定められておる町もありますけれども、介護保険そのものは議決というより、それは広域連合の中身になりますので、なかなか踏み込みにくいところがあるというふうなところがある。我が村で見ればあるかなというふうに思っております。そのような答弁になるかなというふうに思っております。あと、個別に我が村で必要になるのかというその町の内容を見ますと、じっくり分析をしたわけではありませんけれども、そんな内容です。極端なところでは町民の選考に関する事なども条例ができて議決案件になっておるようであります。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。今おっしゃった名誉町民どうだこうだというふうなものも確かにありますけども、やはり基本構想、あるいは及び総合計画ですよ。平成23年のちょうど地方自治法の第2条から消えたときに、やはり検討されて、そういうところを規定されたり、それから、都市計画マスタープラン、あるいは高齢者保健福祉計画は先ほど村長おっしゃいました介護保険事業計画、それから、次世代育成行動計画、それから、きのうも報告事項の中で質疑出ておりました、いわゆる土地開発公社の関係なんかもきっちりこの段階で、平成23年、24年のあたりでやはり検討しとる自治体もありますので、ひとつ今からでも遅うないわけです。

ので、ひとつできるだけ、できるところはやはり検討していただきたいと思います。二元代表制ということですと戦後進んできとるわけですし、けども、やはりそこにもその狙いちゅうのはやはりある程度そういうことで両方執行部のほうも議会のほうも十分承知しながら一応お互いに検討していくという、そのよさがやはりその部分では出てきて、初めて二元代表制が生かされるわけですし、その部分でぜひ今後のことですので、ひとつ検討をよろしくお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 中身は議決事件ですので、条例の中で議決案件に加えるか加えないかという議論は二元代表制だということでもありますけれども、両方のサイドで議論をしながら着地点を議決事件に加えるなら着地点を求めていく必要があると。うちの一方的なというか、うち、執行部側が議決事件をこれをお願いしますという言い方にはなかなかかなりづらいのは、議会としてはここが分権改革なり議会の権能を高めるというような議論、そして村民にとって必要な議論、村の方向性を定めるために必要な議決というところでの執行部と議会との議論ができればいいかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 時間の関係がありますので、2つ目の国民保護計画の関係について質問させていただきます。村のほうでもこういうことで膨大な、これは随分前につくられたんでしょ、25年の3月7日に一応改正されまして、新しいのを出しておられます。本当に膨大なんですけども、実際、逆に言えば、これは余りにも防災計画と一緒にわかりづらいですよ。とてもわかりづらい。だから、わかるものと思って、出てないだろうかと思って、私もホームページ見させてもらいました。そしたら、いわゆる1枚だけ載ってました。あれでも十分わかるなあと思いますし、村長言われるように、どこに落ちるかわからんもんをとすることはありますけども、落ちる危険性はあるわけですよ。いわゆる米軍基地もようけようけ日本にある。米軍基地があるのがいけんって言っとるわけじゃありませんよ、そりゃあ。そういう意味ではなくて、あって私はいただきたいと思うんですけども、狙われる可能性はあるわけですよ。当然に1,000キロも2,000キロも飛ぶような状態で実際に到達点は近いけど、さっき言ったように何とか方式というようなことで遠くまで飛ばせるものを制御しながら一定の目標に向かって落としていっとるという状態だと私は思いますし、それから、もう今年度内にはもう大陸間弾道弾ですよ。平壤からアメリカまでは大体どれぐらいあるとお考えですか、距離が。（発言する者あり）いや、それは考えていただくあれじゃないです。1万1,000キロですよ。だから、そこまで飛

ぶような大陸間弾道弾が飛ぶような、今、時期になってきとります。それから、ちなみに、平壤から日吉津村まではどれぐらい距離ありますか、日吉津村から平壤まで。考えてみられたことありますか。（「1,000キロ以内」と呼ぶ者あり）1,900……（「1,000キロ以内」と呼ぶ者あり）1,000キロ以内。ああそうですね。私ちょっと地図ではかってみました。720キロ、直線距離です。ですから、大陸間弾道弾でぼんぼんそういうような飛ばすような、あるいはすぐにはそこまで行かなくても、今までの弾道ミサイルでも十分に飛んどのわけですね。だから、落とそうと思や落とせるんです。あるいはそういうような危険、原発なんかもあるわけです。そういうところをやれば、彼らも当然場所知ってますから、そこ向かって落とします。ですから、やはりそれぐらいのやっぱり危機感を持ってやっぱり準備していただいたほうがいいじゃないかなという気がしますので、これは釈迦に説法かもしれませんが、そのように思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

それで、私が知りたかったのは、最近、弾道ミサイル発射の際の対応は、これお聞きしましたのは、こないだから何発か最近飛びだしたから県のほうではああいうことで危機管理官ちゅうんですか、あれ以下今、知事が先頭に立ってやっておられますよね。やっておられます。だけでも、いわゆる中央からいうことでいわゆる弾道ミサイルが発射になったちゅうことで、中央からおりてくるわけでしょう。官邸から内閣府において、それから何ぼかの情報伝達のラインがありますよね。情報伝達ラインがたしかあったと思いますけど、そういうようなことで、さっき話出たJ-A-L-E-R-Tなんかは直に私どもの、ここへ来ますよね。だけでも、いわゆる行政の緊急メールなんかは、これは多分行政のほうのラインを通じて来るのが主になるんじゃないかと思いますが、ですから、そのあたりで判断されて、村長のほうがこうせえ、ああせえということで対策本部、もしできとればその中で、あるいは事前にもう多分村民の方に知らせていただけるということになろうかと思っとるわけですが、こないだからどんどん飛んどの中で、県の知事以下が県のほう集まってやっていますよね。ああいうことで検討をやっています、訓練を。あの流れで村のほうには何も入ってきてないんでしょうか、どうでしょうか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 県のほうからはファクスなりこのミサイルの関係については情報が来ておりますけども、村に来た場合には多少ずれがあって、時間のたったときに来てるんですけども、内容が一応県民の皆様は平常どおり生活してくださいという情報で、鳥取県内に影響がない場合は特にそういう情報しか入ってきません。特に鳥取県に影響があった場合はそのJ-A-L

E R Tが鳴って、もう直接流れますので、村民のほうに防災行政無線が自動的に流れるという流れになってきますので、現在のところは影響がないという中での情報伝達ということになっております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。要は、情報が来ておればそれに基づいて何らかの手は打っていただける。ですけれども、今までのところ、全然その状況わかりませんから、果たして入ってきとるんだらうかどうだらうかと、行政を通じてという心配がありまして、これは聞かせていただきました。的確に、要はどうにもなかなか対応が難しいということで、でも逃げとれる問題じゃありませんので、そういうときこそやはりそういうのを受けながら、もうちょっと進んでこうなったら、ああこうなったらどうするかということをやっぱり考えていただく機会を設けてもらう、あるいは訓練をやっぱり1回はしてみてもらうと。今までありますか、この関係で訓練、村でされたり、あるいは参加されたりしたことありますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 村内の訓練はしておりません。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ぜひ対応して訓練もやっぱりできるだけ1回やれば随分わからんこともわかってきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど村長のほうからいわゆる武力攻撃事態ということで、着上陸侵攻あるいはゲリラや特殊部隊、あるいは弾道ミサイル攻撃、あるいは航空機攻撃、4形態について多分話、さっきはされたんだと思いますけれども、これに基づく、例えばJ-A L E R Tは同じでしょうか、どうでしょうか。どのように把握しておられますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 一応、J-A L E R Tについてはちょっと多少地震とは違いますけど、武力攻撃の場合は同じサイレン等鳴るということであります。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） そういう部分も、多分村民の皆さんはほとんど知っとられないと思いますので、ちょっとこれはこうなんだよ、これはこうなんだよということがわかるような広報をしていただいて、ひとつ対応をよろしくお願ひしたいと思います。よく防犯講習会なんか出ますと、寺田寅彦の正しく知って正しく恐れるということがよく話、出されますけど、やはりしっかり知っとらんことには対応がやはり難しくなります。なおかつ、国民保護法制の場合は、そ

の事案が発生したときにそこにおける全員が対象になります。だから、旅行に行きとった人も、うなばら荘に泊まっとった人も、イオンにショッピングに来とった人も、全てが対象になりますので、そのあたりも考えながら、最低限村民には正確な情報を提供していただいて対応ができるように、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。これはお願ひの部分になります。

最後の国保の会計の県の一本化への準備状況について質問させていただきます。要は本当に、先ほど言ひましたように、随分詳しい資料をいただき説明を受けましたけど、本当、私、わからなりました。まだこれから検討になって決まていく部分があるということだろうなと思ひますけども、その中で、今、一つ聞いとって一番、1つ、1点だけちょっと確認したい点がまずあります。保険料率の4方式から3方式、村長、聞いとられんっておっしゃいましたけど、これ、資料がありまして、これどっか説明資料で使われたんだと思ひますけど、これは県のほうでやっていますし、それから、いわゆる納付金、要は県のほうで標準税率を出して全体の状況にあわせて納付金をやって、この納付金の金額を決めて市町村に出して、それに基づいたような、どっちか、先、計算が先かというのは、なかなか難しい部分もあろうかと思ひますけども、それでもって決める、それから、この3方式にいわゆる4方式にするか3方式にするかについても、村のほうで検討するというようなことだったですけども、そういうような方法にはなてなかつたでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 納付金の件については担当課長が申し上げますが、去年、時期ちょっと覚えてませんけれども、市町村長を集めて、その前段だったと思ひますけれども、3方式で試算がされて出されました。その中で、その会議の中で、市町村長は誰も3方式でやれやいというような、やていこうというような議論、したこともないので、県が出されるのが非常に心外だなという話をしたことを覚えておりますので、そんなことがあつたなあということで、それは町や市の、村のそれぞれの自治体の事情があるので、そこの議論はしっかりしてないということだというふうに私は受けとめてますので、3方式の論があるにしても、3方式は成立は今のところはしないだろうというふうに思てます。県が3方式でやれという言うことでもないし、議論をしてくださいということでもなかつたというふうに私は受けとめております。担当者の会でどんな議論をしてるか分かりませんが、首長の範囲では3方式でやていこうかなどという議論はされてない。それから、県がそれは市町村の取り組みだと、判断だということが言われたにしても、我が村は従来どおり4方式でやろうかということだし、県内の市町村も4方式でやると。全市町村が4方式でやるというふうに担当から聞いてますので、資産割をする、せんという議論

はしてないというふうに私は理解しております。あと、納付金の件については担当課長からお答えします。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員の御質問にお答えします。まず、さきの3方式、4方式の補足ですけれども、3方式、4方式、決めるのは各市町村というのは間違いありません。それで、4方式、県内、今、全ての保険者が4方式でやっております。ただ、先ほど村長が申し上げました担当者の会の中では、やはり4方式というのにちょっと疑問を感じるというところの議論も結構ありまして、それで3方式ということでも算定をしてみたらどうだというような担当者レベルの話がありました。そこで、県のほうは、それを受けて一応3方式という提案をしたんですけれども、やはり市町村長さんの間では、今4方式でそれを変える必要はないという判断で、その議論はもう消えて、今の30年度の改正では消えておりますので、30年度の改正に当たっては4方式で向かうという方向性で進んでおります。

それから、保険料の納付金のことなんですが、これはまず県が計算をしまして、ここの例えば日吉津村であれば過去の医療費がこのくらいかかってる、所得がこのくらいあるということで、これを計算をしましてはじき出していきます。それは納付金という形で日吉津村から県へ納付するという流れになります。それで、県がこれからは財布を1つに持ちますので、各市町村からそういう納付金で集められてきたものを1つの財布にまとめまして、それからそれぞれの市町村でかかった医療費を今まではそれぞれが国保連合会を通じて医療機関に支払いしてたものを、今度は県が全てそれを一括して国保連合会に支払う、そして医療機関に払うという流れになります。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。大体わかりました。資産割の部分につきましては、えらいこだわるようなんですけども、要は、資産割が入ってくることによって非常に不公平じゃないかと。不公平の理由も二、三おっしゃってましたけど、例えば、私余りよう覚えてない。1つが、例えば固定資産など、例えば日吉津で言えば村外に持っておられる人、これは非常に評価されませんよね。特に対象が小さかったりあれしたりというやなこと、不公平なんかがあるから、それはいわゆる資産割からは評価方式の4つから外していくがいいじゃないかという説明であったと思います。ですから、またそういうような説明が場合によってはぶり返してくる可能性もあるかもしれないなというふうに今、多分まだまだこれから詰まっていくところが多いかと思っておりますけど。ともあれ、来年1月からはもうそれこそ具体的な準備に入っていきますよね。

ですね。30年度からもう県のほうに一本化されるわけですから、具体的な準備に入っていくということで、いわゆる今後のアクションプログラム、向こうのほうも示しておられましたので、ひとつそのあたりは、今後大変と思いますけど、ひとつ対応をよろしくお願ひしたいと思います。やはり気になりますのは、制度変わるわけです。なおかつ、そのいわゆる医療費が膨大に膨らんでいく中で制度が変わるということでして、いわゆるその激変に耐えられない人も出てくる可能性があります。じゃないだろうかなと思います。そのあたりが、いわゆる法定外の措置がとれるんか、果たして、今後という、あるいはそういう部分をすくっていくんであればどういう形で県のほうはすくっていくように考えとるんだらうかなという、やはりその点、心配がございます。それで、いわゆる特別会計が村のほうにまだ残りますかってちょっとお聞きしたのはそういう意味もありました。これはどうでしょうか。残るといふ、特別会計、残るって、どういう形で残るような形になりますか。もしよろしかったらお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 激変緩和にも触れられましたので、先ほどお答えした中で会議の中、首長の会議の中で激変緩和の制度を措置をしないと、到底被保険者が保険料の一気の上昇は耐えられませんよということで、政府にその方向を問いたですということで県の担当部局に質問を申し上げましたが、そのときには激変緩和を考えておるであろうなという話がありましたけれども、その後の返事というのは直接はございませんので、激変緩和はしていくよという方向で、激変緩和を我が村がすると国の金を使うかもしれないけれども、後年度にその分を返してくださいということになりますので、今までのうちげが国保に一般会計をつぎ込んだようなことというのは大変難しいのかなというふうに思ってますけれども、まだまだそこは最終判断をするに至ってないというふうに僕は見てます。それはうちの村でこないだ県が示しました標準保険料率、このぐらいになりますよというのは、資産割を外した数字でしたので、とんでもない数字でしたので、到底、到底これは耐えられんということでそんなことを考えておりましたし、激変緩和はぜひともやっていかなければならないと。国がどうであろうとやっていかなければならないというふうに私は思ってますので、そのことを申し上げて、それから、国保の、肝心の質問の国保が残るといふのは、給付金を払っていくと。いわゆるその医療費の必要部分を払っていくという会計を持たなければなりませんので、それから、個人給付があるだかいな払うだかいな、うちげの会計通るだかいな、個人給付など給付サービスなどがありますので、それらも支払いをしていかなければならないということですので、国保会計の特別会計は残していかなければ制度としてはやっていけないということになりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。本当に大事な時期に来とりますので、実質的に本当にいい成果が上がるいいですか、本当に村民が安心して対応できるようなシステムになるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○議長（山路 有君） 以上で井藤稔議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山路 有君） 続いて、9番、松田議員の質問を許します。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 議席9番、松田です。

最初に、安全安心な村づくり意識調査の実施について質問いたします。

安全安心な居住環境づくりや高齢者、福祉、子育て支援の充実、また定住、移住の方に対して村とウイン・ウインの関係づくりをするなど、住民の多くが本村に対して期待が高まっている状況があります。

そこで、住民対象に行財政改革推進プランの評価や地方創生事業の実施状況、財政状況の関心度、行政職員の対応、村広報誌の関心度、村広報誌折り込みの必要性、113チャンネルの関心度などなど、行政が主体を持った村づくり事業に対して行政も一度原点に戻り意識調査をアトラダムに実施すべきであります。この調査は全国の多くの自治体でも住民ニーズを的確に捉えることを目的に意識調査を実施しております。

日吉津村では第6次総合計画で移住、定住、子育て支援、雇用支援、地域づくりや地域連携などを柱として地方創生総合戦略を展開していますが、これまで村が行っています意識調査は特定の事業に関してだけの意識調査が行われてきたように思います。しかし、住民に行政事業全般に対しての意識調査は行われたという記憶はないと理解しています。そうであれば、ぜひ住民に対して意識調査を行い、その結果、住民が行政に対しての考えや行政に対する意識や見識を高めたり、そうでなければその事業に対して再検討を行う必要があります。この意識調査を実施する最も重要なことは、地方創生の課題である成長戦略も含めた政策など、21世紀も引き続き継続できるよう取り組みを行い、魅力的なまちづくりの推進や快適で安心した生活環境の構築を共同するためにも実施すべきであります。

そこで、日吉津村でも住民を対象に村行政事業に関する住民意識調査を取り組むべきと思いますが、見解を伺います。

次に、北朝鮮問題の有事対応などについて質問します。この質問は同僚議員とたまたま同じ質

問になってしまいましたが、御理解をお願いします。

最初に、日吉津村保護計画にうたっていますように、戦争を肯定するものではありませんし、絶対に戦争はあってはなりません。あわせて、戦争を防ぐため、最大限努力することは当然であります。しかし、現実の北朝鮮問題はミサイル発射などや拉致問題とあわせてどこに怒りをぶつけてよいのか本当にいらいらする毎日であります。特に米軍によるシリアへのミサイル攻撃が行われて以来、一触即発状態にあり、その関連ニュースが連日のようにマスコミ報道されている中で、いつ何どきに有事が起こらないとも限らない毎日であります。この北朝鮮の弾道ミサイル発射実験を行う行為や挑発行動についてこれだけ世界各国が関心や注目している中で、北朝鮮は毎週のようにミサイルを発射させていますが、特に5月29日の弾道ミサイルは島根県沖300キロの排他的経済水域内に着弾させました。政府や国連の対応は、この行為は断じて許さないと同じことを何度も言ってますし、特に心配なのは、北朝鮮からの弾道ミサイルが日本海に着弾した際に、漁船や飛行機に被害が出たらどう対処するのでしょうか。また、仮に北朝鮮が弾道ミサイルを日本に向けて発射した場合には、7分から8分、長くても10分以内に日本に到着すると言われております。

そこで、政府はことし4月21日に北朝鮮の弾道ミサイルに対する住民避難訓練を早期に実施するよう都道府県や市町村に求めたり、企業や業界団体、学校などでもミサイル被害時の対策が検討され、学童、保護者への通知なども行われたと聞いております。

そこで、日吉津村でも国民保護計画の中で武力攻撃など有事の予測事態において村長は村民に対し、迅速かつ正確な情報提供を行うとあります。村でもこの対応は既に検討されていると思いますが、この有事対応の避難訓練について同僚議員と重複しますが、どのように考え検討されているか伺います。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松田議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、安全安心な村づくりの意識調査をということの質問でございまして、行政が主体性を持った安全安心な村づくりの意識調査をアトランダムに実施すべきであるということでもあります。アトランダムな意識調査ということで申し上げますと、平成23年に第6次総合計画を策定のために村づくりアンケートとして健康や福祉、生活環境、産業振興などさまざまな施策の満足度や重要度、職員の村民対応など、意識調査やアンケート調査を実施をいたしております。

あわせて、中高生に対しても調査を実施した実績がございます。

このほかにも、広報誌など情報提供の媒体の関心度についてのアンケート調査、自治基本条例

の活動アンケートを実施しております。各課においても、子育て支援事業計画や健康づくり、男女共同参画などさまざまなアンケート調査をその都度やっておるという内容であります。

また、地方創生において転出入の理由や事業所に対しても意識調査を実施し、総合戦略の策定に生かしておるところであります。最近ではワーク・ライフ・バランス事業において事業者への調査も実施をしておるところであります。先ほど、高知県の大川村の話が、町村総会の話が出ましたけれども、テレビ報道を見ておりましたら、若い住民の皆さんが、あら、議会は、いや、町はそんな議論してらっしゃるの、もうちょっと聞いてみないけんなどというような関心度の低さのテレビ報道が流されておりました。住民が400人しかいらっしゃらないということでもありますので、そのような村でも3,500人の人口の村でもなかなか住民の皆さんの意向を把握して、その方向で村づくりを、地域づくりを進めていくのが難しいというふうに考えておるところであります。松田議員の御質問の内容はやっぱり住民が求める方向を調査等での確に把握していくべきではないかということでもありますので、たまたま大川村のテレビを見ましたので、そんなことではやっぱり我々がやっておりますアンケートや啓発活動もある意味そういうレベルなんだなと思って改めて受けとめて知恵を出しながら今後も必要に応じて村民への意識調査や政策に反映するためのアンケートなどにやっていくということによって予定をさせていただくこととなりますので、御理解をいただきますようお願いをします。

それから、北朝鮮の有事対応、いわゆるミサイルが発射をされておることについての答弁は、先ほどの井藤議員の答弁で申し上げたところでございます。基本的には国が情報を流すのを受けてJ-ALERTが流されてくると。そのときに村民が対応をするということでありまして、避難訓練については今まで考えてもみませんでしたけれども、国民保護計画の中では有事に対する避難訓練等もしなければならないということにしておりますので、6月6日に県は図上訓練をされたということで、それを受けて、また2月には国民保護訓練を実施されるということが報道をされたところでもありますので、到底単独での想定訓練などは難しいというふうに考えますので、それらの議論を待つというわけではありませんけれども、積極的に取り組みをしていきたいというふうに思いますが、井藤議員にもお答えをしましたように、お隣の国のミサイルがとにかく上がるのは上がるということでありまして、日本がその迎撃ミサイルを持っておるといふ状況はありますけれども、その国が一度に数発のものをミサイルを撃たれると、こっちは対応ができないと。撃ち落としが出るということでもありますので、非常に厳しい状況がありますけれども、それを、何といたしますか、大変だからということで村民の皆さんも思っていらっしゃるし、どうすればいいのかというふうに思っていらっしゃるわけでありまして、それから、今の国の指

示で国民の皆さんが安心していらっしゃる、村民の皆さんが安心できる情報であるとは決して思っていないが、最低限のことはやっていかざるを得ないということでありまして、国民保護計画や、それや、その国のJ-A-L-E-R-Tが決して万全なものではないと思ってます。それで、じゃあその矛先をどこに求めていくのかということでは、先ほど松田議員が言われましたように、その腹立ちやその解決の方向を向けていく場所もないというような状況もあります。国の政府の関係者の皆さんは、それは我々に、国民に知らされない、知らせてはならない部分で精いっぱい御努力をしていらっしゃるというふうに推察しておりますので、無責任になってはいけませんけれども、そういう意味では国民保護計画にのっとった避難訓練等を着実にといたしますか、不十分さがありながらもやって、いざという有事に備えていく必要があるというふうに考えますので、松田議員の質問は迅速かつ正確な情報提供を行うということでありまして、そのような対応に努めていきたいというふうに考えますので、不十分さはあると思いますが、前の井藤議員にこの件についてはお答えをして、同様のお答えになった部分があるかと思っておりますけれども、以上で松田議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、これより再質問に入ります。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最初に、住民意識調査の関係について質問したいと思います。今、村長の答弁の中にありましたように、いろいろなアンケート調査と申しますか、意識調査をやられたということは、一応こちらのほうでも若干調べておりましたけれども、この村民に対するアンケートもあったんですが、企業に対するアンケートなども地方創生の関係はあったんで、この辺は本当に住民全体の意識調査なのかなと思って今回質問したわけですが、今言われたように、いろんなさまざまなアンケート、意識調査を今までにやってこられたということで、その意識調査、アンケート調査の実施された後、行政のほうの考え方や村民の意識の変化などが何か行政のほうにどのように感じたのか、ありましたらお答えを願いたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。

大きなところは、総合計画など、村づくりをする場合にそういうアンケートをとって、今までやってる事業の業務の重要性であったり満足度、そういうものをお聞かせいただいて今後で反映していくということで総合計画を立てております。皆さんの認知度と申しますか、そういう情報というのはなかなか直接聞くことはありませんけれども、例えばこういう議会の場での御質問であったり、いろんな情報を得ながら、足りない部分、例えば広報がなかなか情報としてうまいぐあ

いいってないなとか、そういうときにまた今後そういう調査も含めて考えながら、さらに調査をしながら村づくりに生かしていくということでやっていきたいというぐあいに思っておりますので、大きなところでは個別の計画とか、要はその事業を行っていくもとなる計画のときにいろいろアンケートをしておりますので、さらに生かしていきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 今までいろいろなアンケートされたということで、どのような変化があったんですかと今質問したんですが、特に目につくのは健康の関係のアンケート、意識調査があるんですけども、福祉保健課長にちょっとお尋ねしますけども、さまざまなアンケートをやっておられますが、それを結構行政のほうでは生かされていると今思われるでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

今一番近いところでは、この春にさせていただきました健康づくり食生活に関するアンケート、健診の申し込みと一緒に配布させていただき、回収させていただいたところです。本当に皆さんたくさん御協力いただきましてありがとうございました。それらにつきましては、健康づくりの計画を立てる上でのベースとなる資料にさせていただいておりますし、その結果によりまして、例えば保健指導をする際に、うちの日吉津村としての傾向を把握した上での具体的に絞った指導ができるんじゃないかなと、そういうものでできているというふうに思っておりますので、そういったところで活用をさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） あちこちの課に振って申しわけないですけども、教育委員会のほうではもういろいろとアンケート調査は保護者の方にやっておられると思うんですけども、それに対する保護者の反応などが教育委員会としてはいろんな反応を受けとめてやっておられると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員の御質問にお答えします。

教育委員会が直接ということではないですが、小学校のほうで保護者のほうにアンケートを行っております。学校生活はどうでしょうかとか、子供さんの御心配ごとはどうでしょうかというようなこと、それは保護者ばかりではなくて、子供にも学校で楽しいか、学校に行くことがどうか、勉強はどうかというようなことを年に数回アンケートをとっています。それを集計して1学

期にとったものは夏休み、長期休業中、職員がそのものをベースに指導方法等、学校の中の雰囲気づくりと学級づくりというようなことに活用はさせていただいています。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 続きまして、地方創生についてちょっと質問をさせていただきたいと思っておりますけども、地方創生事業の一番大切なこととして、よい意味での、よそ者の視点を持つことだというふうに言われております。この本村でもこの視点に立っていろいろな事業の関係を聞いたり行ったりされていると思うんですけども、そのよそ者の、よい意味でのよそ者の意見などを聞くというところで、どのようなこの地方創生に変化があったんでしょうか。あれば教えてください。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 例えば移住定住の関係とかでは、アンケート調査も転出された方とかいろいろ調査しましたし、その関係でやはりこういう土地、こういう家があれば住みたいなどというところで移住、定住の助成をしたり、そういうぐあいに総合戦略の中でもアンケート調査をとったものについて、いろいろ調査の結果を踏まえて事業に生かしてるということで、今のところ、2年目になりますけども、総合戦略の各事業についても少しずつ前に進んでるなというぐあいに理解しております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） もう一つ、地方創生について質問をしたいと思っておりますけども、地方創生事業の中でこれも言われておりますが、地方創生をするためにはその地域の強みや弱み、魅力などを正確に把握しておく必要があるというふうに言われておりますけども、その中で日吉津村での強みや魅力などにつきましては若干の私も理解しておるところなんですけども、弱みについてなどは何か感じておられるのか、ありましたらお願いします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 強みの逆になるかもしれませんが、小さいことが弱みでもあるし逆にまとまって事業ができるということでは強みでもあるというぐあいに思っておりますので、大きな弱みというものはないというぐあいに思っておりますけども、そういうことで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 私もこの最初、強みとは何ですかとか、弱み、何ですかというふうに思ったんですけども、弱みを探すだけでも本当になかなかなくて、ああこれなら聞いたが早

いなということでちょっと質問させていただきました。済みませんでした。

続きまして、役場の対応についてちょっと質問をさせていただきたいと思いますけども、現在、日吉津村では出勤簿には判を押しておられる方式をとっておられると思いますけども、いろんなところを聞いたりばったりしますと、タイムカード方式にやっておるところも若干聞いております。この辺ではタイムカード方式にできないという理由などが何かありましたら、教えていただきたいなと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 以前検討されたかちょっとわかりませんが、私、個人的には、今、出勤簿で対応しておりますので、特に今、タイムカードを入れるというようなことは、課長会でも検討しておりませんし、今そういう質問が出ておりますので、多少、課長会のほうでは相談してみたいというぐあいには思いますけども、現状、苦になっておりませんので、出勤簿という形で今のところはいきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 多少ではなくて、多少といいますか、少し本気で考えてもらえりゃどうかなと思いますが、じゃあ続きまして、全国の役場、職員の対応なんですけども、地元住民の意向やニーズを迅速に反応されてということが心がけてはおられるということで非常にいいことだなと思っておりますが、しかし、本村ではないと思うんですけども、他市町では住民の苦情が多いと聞いておりますたらい回し、たらい回しがどうもあるようなのでありますが、本村はないと思うんですけども、これを対策練るためにはアテンドサービスというのがあるんですけども、この辺などを実施するのかなのかどうか、何かこの対策を、たらい回しについての対策の考えはないかを聞きたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 以前、職員の対応の中で電話受けてちょっと課をまたいでということでしたらい回しという形、そういうこともありましたけども、今現在ではできるだけ、まず用件を聞いて、しっかりと担当課で答えるという形に今っておりますので、特に今のところはアテンドサービスというようなことは考えておりませんが、検討してみたいというぐあいに思います。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 次に、こないだの村長の所信表明の中で、日吉津保育所の建設を、建てかえを考えたいというふうに言っておられましたけれども、もし建てかえの考え方が固まれば

ば、私もいろいろネットを見てますと、一番やっぱり保育所のいいところは、自然に遊ばせるといことが載ってまして、それならばと思ったら、智頭町の森のようちえんというですか、あそこの評判がすごく全国的に有名だということなので、もし建てかえを決断をされたなら、その智頭の森のようちえんなどを参考にしてはどうかと思うんですが、御意見を伺いたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 森のようちえんをとにかく言うつもりはありませんけれども、やり方としてはありだなということではありますが、先ごろ、大麻草のことがありましたが、その辺から整理してかからんと、あそこにどっぷりはまっていってしまうわけにはなりません。よろしくお願ひします。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） わかりました。

続きまして、高齢者の対策事業の一つとしまして、ひとつ提案をしていきたいと思うんですが、日本の人口がデータ調べましたら1970年代には人口を抑制していかなければならないという時代もあったようですし、それから50年たてば、逆に人口をふやすという時代になってきております。そういう中で、その対策として愛知県の長久手市という市が行っておる事業なんですけども、この事業と、まだまだ元気な高齢者で働く余裕がある高齢者を対象に、ワンコインサービス事業を実施しておるようでして、このワンコインサービスというのはどういうことなのかといいますと、朝のごみ出しや郵便物の投函、それから電球の交換などは100円、資源物の分別、ごみ出しや庭掃除、それから草取りなどは500円ということで、これは村がこれらの仕事のあっせんを登録者に行うサービスというふうにやっておられるそうですが、これからの時代、高齢者も働く限り社会に貢献できる事業をひとつ検討をされたらどうなのかなと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 現在、福祉保健課っていいですか、社協との連携の中で、そういう地域サービスっていいですか、そういう部分をたしか始めてるといぐあいには思いますし、ワンコインについてはシルバー人材等もしております、なかなかその業務との兼ね合い等もあって、事業としてはワンコインというものをしておりますけども、なかなかその辺のすみ分けが難しい部分もあって、協議しながらやっているといぐあいに理解しております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ここの町場は、今、シルバーセンターの関係もあって、非常に競

合といいますか、業務が重複することを考えとるですけども、これから何十年先行くためには、こういう事業をやらなくてはいけないという、どうもその市長さんが考えられたそうなんですけども、どちらにしても日吉津村もこれからそういう高齢者社会になっていくんだろうなと思うんですが、これは一つの提案なんで、これにかわるような何かをこれから日吉津村としても考えていくべきだなと思うんですが、こういうふうな事業じゃなくても、何か高齢者対策、これからこういうふうにしたいなという、何か案がありましたら答えていただきたいなと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） これという案がありませんのでお答えにはなりません、御質問のあったように、統計では若い世代がたくさん入ってきてらっしゃいますので、そこら辺の現実が見えにくいということになってますが、確実に高齢者の独居や高齢世帯がふえていますので、地域機能が持続できないというふうに僕は見えますので、何かの対策を考えなければならないところに遅くなるとるかもしれませんけど、来ておるというふうに思っています。

ワンコインサービスも必要になるときが来るのかもしれませんが、その前に、そのある程度の一定の塊の、例えば自治会単位とか一定の塊、もっと小さい塊でもいいですけども、そういう中でともに支え合う、そして持続させることを考えるものを、何かそういう活動ができるようなものと考えていかないと、これからの地域の持続性を保っていくのは難しいなと思っておりますので、そういうことに足を踏み入れていかなければならないというふうに考えてますので、それは全村的に取り組むことでありますけれども、それぞれ小さな単位での課題も出てきておりますので、ワンコインサービスという話も出ましたが、それらも含めて、やっぱりそこに高齢化社会になってしまったということ念頭にしながら考えていく必要がある時期に来たというふうに思いますので、意見を受けとめさせていただきたいというふうに思います。先週の、週が明けましたけど、土曜日と日曜日は、土曜日は環境の日イベント、それから日曜日は福祉協議会が中心にやられたボランティアフェスティバル、これらが、参加者見てみますと、非常に参加者が若返ったなという感じで見えておりますので、そこではやっぱり若い人も高齢者も一緒にお互いが地域づくりなり支え合ったりするもののできる体制づくりが必要だなというふうに強く感じましたので、余談ですけども、そのようなことを申し上げて御意見を受けとめさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ということで、意識調査の追加質問については以上で終わりたいと思います。

それから、北朝鮮問題についてですけども、先ほどの同僚議員と重複するかもしれませんが、御理解を、なるべく重複しないように質問をさせていただきたいと思います。

この先ほどの村長の答弁を見ますと、この避難訓練については非常に難しい問題であると言われております。そして、今現在あちこちで避難訓練をやっているところがあるんですけども、その中で、今、避難訓練を行うのはかえって不安をあおるということで、戸惑ってしまうという声もあるのも事実であります。しかし、そうはいつでもこれだけ毎日毎日報道で話題になってますので、村民の方もどげなっとるんかなということだと思っんですけども、そういうことを踏まえながら、ちょっと1つ2つ、質問をさせていただきたいと思いますが、最初に、今J-A-L-E-R-Tは国からの指示で行うというふうに言われましたけども、最近よく目にしますLアラートというのがこないだのテレビ見てましたら県のほうでLアラートという、言っておられまして、このJ-A-L-E-R-TとLアラートというのはなかなか調べてましても難しいことが書いてあって、確かに違うのは違うんですけども、その辺のことは何か説明をできますでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 済みません。勉強不足でLアラートについてはちょっとわかりかねますのでお答えできません。失礼します。済みません。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 余りあっさりと言われて、私も次に行きようがない。

なら、わからないということなんで、ほかにちょっと質問します。今回、この北朝鮮問題で一般質問やってみようかなと思ったときに、見たら、日吉津村国民保護計画というのがあって、それを不謹慎ですが初めて読み直しました。読んでみましたら、非常に有事に対しての事前の処理、準備だとか、有事になったときの処置、それから、有事が終わった後のことなど、非常に詳しく書いてありました。非常にこのつくられたときは大変だったろうなと思っております。

その中で、読み返していくうちに1つ気になったことがあったんで、ちょっとそれを質問させていただきたいと思うんですが、保護計画の中で一番予想される被害として原発、原子力施設の破壊は住民に重大な被害をもたらすもので、あらかじめ警備を強化するとともにというふうに記載してあります。ここであらかじめ警備を強化するならということ考えてみますと、いつミサイルが飛んでくるかもしれませんし、そのためにも日本の原発施設にはこのP A C 3、地上配備型の地对空誘導弾P A C 3が日本には36基あるんですけども、とりあえずこの一番大事な原子力発電所を守るというのが東日本の震災でもわかるように、まずここにミサイルを撃ち込まれてはもう大変なことになるなと思うんで、この辺でいきますと、この原発付近にP A C 3を配備

しないけないなと思うんですけども、村長、この辺は国の問題で非常に大きい問題でいろいろちょっと強引な質問になるかもしれませんが、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） P A C 3 の配備についてお答えのしようがありません。御容赦いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） まあそういうふうにお答えできんと言われても、私もう大変ですけども、この原発が一番大事ということは、この保護計画の中にも書いてありますが、まずあらかじめ警備をするということは、これはどのようなことで書かれたものなのか、ちょっと私もこの原発を守るために、この今言ったP A C 3 でも各置くなのかなと思うんですが、今見とられますか、ページわかりますか。最初のほうですけども、何ページかちょっと忘れてましたが、ということなんで、非常にこの原子力が落とされるというのが一番大変だということは、村長、御理解はできますか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 東日本の大震災で、津波や地震はかつて歴史的にずっと伝えられてきたことで、東北地方では、東日本ですか、津波てんでんことということわがずっと受け継がれておって、それを忠実に受けた児童生徒や幼稚園の子がどっかの小学校でしたけども、幼稚園の子も引き連れて、市だったかな、市が指定する高台の避難所まで逃げたけれども、それではいけないということで、子供たちの判断でさらに高みに逃げたと、避難したということで、それは言い伝えが伝わっておったということですけども、ある学校は学校の判断で屋内退避にとどまったら津波が3階まで来てたくさん児童の命をとられたということで、そういうことで、歴史的にはずっとそういうその言い伝えで守られておるところがあるんですけども、原発については、それまでは安全神話といいますか、100%もない、ゼロ%もないということでこれまで来ましたが、原発がはしれたということ、地震によって被害を受けたということでもありますので、やっぱりその想定が全く今までなかったということだと思っておりますので、原発についてはやっぱりあらかじめの情報を持って避難行動をする、避難指示をする、そして住民の皆さんに啓発をするということがあらかじめということになったと。それまで原発などという言葉が、国民もですし我々もですし、政府の関係者も原発がはしれるなんていうことはよもや思ってなかった、100%もなし、ゼロ%もなしということでしたので、改めてこの部分は問い直されたということですので、それが今は原子力発電所については原発そのものも存在も維持も再開もそれぞ

れ議論がされて制度が高められておるところでありますし、周辺住民も5キロ圏内、30キロ圏内、30キロ圏外、我々は30キロ圏外ということでもありますので、原発の事故においては、とりあえず我々は30キロ圏外ですので、屋内待機ということで、その間にはヨウ素剤が県から配付されるというような方向でありますので、そのようなことを承知をして徹底も周知もしていく必要があるというふうに思っておりますが、それがあらかじめという行動に、判断になったということや、それから、もうちょっと加えますと、この中国電力で事故があったときにはどんなふうに避難するのかということも議論が加えられて、島根県のほうから日吉津村に避難ができるかなどというような問い合わせも来たりしておりますけれども、いかんせん西風が吹いたら真正面で影響を受けてしまうというようなこともあったりもしております。さまざまなことで検討を加え、あらかじめということにしたというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） わかりました。ちょっとこの原発の関係は非常に難しいんですけども、極力避難訓練、あちこちやっていますので、できたら日吉津村でもやったらどうかなと思いますので、それを申し述べまして終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、松田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここでしばらく休憩をいたします。再開は11時5分から再開いたします。それでは、暫時休憩をとります。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

続いて、1番、河中議員の一般質問を許します。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中博子です。

きょうは村民の安心と安全な暮らしの観点から、情報の提供と共有について考えてみたいと思います。

ゴールデンウィークのさなかでした。去る5月5日夕方、防災日吉津村の臨時放送が流れました。もう一度そのときのコメントを言います。米子警察署からお知らせします。現在、日吉津村内において交通事故を起こした者1名が徒歩にて逃走中です。逃走者は年齢20歳代くらいの男

性です。現在、捜索中ですが、自宅の戸締まり、駐車中の車両の鍵かけを確実にやり、不審な人物を見かけた場合は米子警察署、電話、33の0110または110番まで通報をお願いしますというものでした。お断りしておきますが、これは現在起きていることではなく、5月5日の放送を再現したものです。ぎょっとしました。慌てて玄関の鍵をかけましたが、その後、ずっと落ちつかない時間を過ごしました。私は放送で注意を呼びかけたことで、村民に恐怖心を抱かせたのが好ましくないというわけではありません。ある程度の恐怖や警戒心を持ってもらわないと防犯にはなりません。問題はその後、夜になっても明くる日になっても、その結末についての放送がなかったことです。いつの間にか崩しの自然消滅、緊急放送についてこのようなやり方を繰り返していますと、オオカミ少年ではありませんが、防犯の気持ち自体が薄らいだりするおそれがあります。緊急を要する臨時放送はもちろん必要です。危険予知といいますか、気持ちの準備ができます。しかし、村民が不安を拭い去れないまま、何日も気がかりになるような情報提供のやり方は好ましくないのではないのでしょうか。不十分な情報でもまず放送して警戒を呼びかけるという選択は間違っていないと思います。問題はその後、警察に取材して危険は去ったのか、その後どうなったのか、後追いの告知が必要だったと思うのです。この点はいかがだったのでしょうか。

情報提供の2点目です。昨年10月、台風18号接近による国道9号線通行止めの臨時放送もそうでした。なぜ通行止めをするのか、理由が一切明らかにされませんでした。要約しますと、台風18号の影響により医療センター先の車尾交差点から熊党交差点までの約1キロにわたって国道9号線の通行止めを行っていますというものでした。聞いている者は通行者が強風にあおられるとしても日野橋の上ぐらいだし、そんなことで1キロにわたって通行止めにはしないだろうと思うはずです。そして、一体何が起きたのかと疑心暗鬼に陥ります。このときの通行止めの理由は王子製紙の体育館の屋根が飛ぶおそれがあったため、村当局は王子製紙に配慮されてか、または依頼文に書いてなかったのか、その点はわかりませんが、通行止めの理由を語らず、いたずらに不安を感じさせたのではないのでしょうか。王子製紙の体育館は日吉津村民や米子市民もいろいろとお世話になった施設でもあり、名前を出したとしても改めて感謝の念を持ちこそすれ、迷惑に思う人はいなかったと思います。臨時放送は緊急の場合が多く、聞く人も聞き漏らさないようにと気持ちを集中して聞きます。それだけに、説明不足によって不安につながるような情報伝達はいかかなものかと思えます。通行止めに関しましては、台風がおさまった時点で心配はなくなるわけですが、なぜ通行止めの理由について不十分な放送になったのかお聞きします。情報の公開は大衆に真実を伝える役割を担っています。このことを念頭に、先月、5月5日放送の交

通事故の件、昨年10月5日放送の国道9号線通行止めの件、また、外部から依頼の臨時放送に対する取り決めなどがありましたらお聞きしたいと思います。なお、回答によりましては再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 河中議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、5月のゴールデンウィーク中に発生した交通事故を起こした者が逃走した件については、米子警察署から依頼を受け、逃走した者が車両を奪うおそれ等があるという緊急性が高いという判断をし、臨時放送をしました。その後の情報提供につきましては、先ほど河中議員が言われますように、非常に村民の皆さんに不安や恐怖を与えたということでもありますので、連休明けに米子警察署に対してその後の経過を確認をしましたが、現段階では捕まっていない、逃走中であるという回答でございました。それ以上は詳しい情報は得ることはできませんでしたので、このため、まだ捕まっていないという放送をするかどうかということで考えましたけれども、情報提供はしないという判断をしました。その後、2週間以上もたってからの解決でしたので、放送せずに、その連休明けの警察に問い合わせた段階では、まだ捕まってないと、それ以上詳しいことは捜査中だということでもございましたので、村としては問い合わせのあった件については状況をお話をするということにして、無線を流さないということに方向を決めて、そうしておりましたところ、2週間以上たってからの犯人が逮捕されたというのが新聞報道であったというのがこの間の流れであります。情報提供ということでは、広報誌や防災無線やホームページ、ひえづ113チャンネル等を使って情報を流しておるわけでもありますけれども、防災無線につきましては、役場担当課もしくは公的機関から放送の依頼を受けた後、内容を精査しながら、その上で総務課長、村長の決済を経て放送を行っておるということでもございまして、今回、臨時放送ということでもございましたので、同様の手段において臨時放送を行ったという内容であります。

同様な事件がいろんなところで起きますので、逆にうちからこのことは村民に知らせてもいいでしょうかということも聞いたことも実はあります。ところが、それは捜査中なので、明らかにしてほしくないというような返事をいただいた案件もあります。案件によってはそういうこともありますので、今回は警察のほうから依頼があったということですので放送を流したということでもあります。

それから、次に、10月の台風18号による通行止めの場合は、おっしゃるとおり王子製紙の体育館の屋根が剥がれそうになったということで、国道9号線が約1キロにわたって通行止めになったということは河中議員おっしゃったとおりですが、まず、米子市から村内の旧国道を通っ

て米子方面へ向かう車を整理してほしいという依頼がございました。職員をいわゆる車を環状線のほうに迂回をさせて、431に迂回をさせるというふうなことをするために職員を立たせたわけでありまして。現場に派遣したわけでありまして、同時に、駐在所からの依頼がございましたので、431号への迂回の周知は必要と判断し、臨時放送を行ったわけでありましてけれども、その無線が流れた段階、いわゆる米子市と警察から依頼があった段階では、まだ事故の状況が、現場の状況がはっきり把握できていなかった可能性もある。把握しとったかもしれませんけれども、そこ、ちょっと聞き漏らしておりますので、ひょっとして把握ができておったら河中議員さんのおっしゃるとおりの情報の流し方としては理由を言わずに通行止めで迂回をしなければならないということではないなという御指摘のとおりでありますので、これは時間がたって確認をしながらでも情報を流すべきだったかなというふうに思っておりますので、これについては不十分さがあったというふうに思っております。

他の情報提供ということで考えますと、各課業務で通知をしたり会議等でお知らせしたり、チラシを窓口置くなど、情報提供に努めておりますし、行政懇談会など各自治会を回ったり、そして一昨年からは村ミーティングとして各担当者が村の業務を提供し情報提供をいたしておりますけれども、それはどちらかといえばこちらが知ってほしいという情報の提供でございまして、村民が知りたい情報になっておるのかということでは、その周知の仕方としてはやっぱりこれまでもさまざまな場面で繰り返される議論でありますけれども、周知の方法を徹底を改めて考えていく必要があるかなというふうに思いますし、先ほども申し上げましたけれども、高知県の大川村の若い人のテレビの反応が村や議会がそんな村民会議の議論をしておるのかということで関心を持って見なければならぬなというような言い方もあって、400人しかいらっしやらない住民さんでも、さらには村の議会を村民会議に変えてしまうというような議論がされておるといような、我々の立場でいくと重要な議論ですけども、住民の皆さんにとっては余り関心事ではなかったというようなこと、改めての関心事になっていくのかなというふうに考えたときには、やっぱり情報の伝え方というのは住民の皆さんに関心を持っていただけるような内容にしなければならないと改めて思うところではありますが、新たな計画や条例等、村民の生活に大きな影響を及ぼすと考えられる案件等ではパブリックコメントを実施し、村民から意見、要望等を提出いただいて結果を公表しておりますけれども、まあ言ってもその部分も限られた部分で、限られた人数でございまして、そこはやっぱり課題としては未来永劫続くのかなという気がしておりますけれども、それに改める努力、村民の皆さんに関心を持って周知ができるような方策を常に考え続けなければならないというふうに思っています。

そういう意味では、言うなれば住民の皆さんが安心安全に生活していただくということでの情報を流すわけでありますけれども、不十分さもありますけれども、やっぱり先ほどもありましたが、直接自分の身に関係のない部分や、そして政府の方向がどう考えても理解がいかんということになると関心は薄れてしまうのではないかと。自分の生活中心にならざるを得んのではないかというふうに、立場を変えて考えてもそういうふうに思いますので、改めて必要な情報はできるだけ詳しく適宜お知らせしてまいりますので、御理解をいただきたいというふうに思いますが、先ほどの2件の案件については、1件目はそういうことで、途中経過であると、連休明けの問い合わせについては途中経過であるというような報告があって、ことがあって、じゃあ問い合わせに対してだけお答えをしようというふうにしたところでありまして、その後、2週間たって事件が解決をしたということでありまして、それから、9号線の通行止めについては、王子製紙のところでは建造物に、建物に被害が出たということですので、そのようなことは情報としては追加情報としても流すべきだったかなというふうに改めて感じたところでございますので、これからの情報提供においてはそのようなことに努めていきたいというふうに思いますが、それから、事件性のあるものについては、警察からの依頼があったということで村民の皆さんに不安も与えましたけれども、警戒もしていただくという意味も込めておたということでありまして、重ねてではありますけれども、かつては事件性のあるもの、事件が我が村で発生をしたときに、警察にどうしましょうかという、どうでしょうか、村民にはという言い方をしたら、それは今はいけませんという否定をされた部分もあります。それは捜査のことがありますので、そこにお任せをしなければならぬということで、大分前の話ですけれども、そういうこともありましたので、申し添えさせていただきます、河中議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問に入ります。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 再質問を少しさせていただきます。

5月5日の交通事故によります臨時放送につきましては、その後の対応についてはよくわかりました。本当にどうなってるんだらうなというのがずっとございました。村長もおっしゃいましたけれども、新たな逃走のために車両を奪うということもあったかもわかりませんし、あるいは私が考えましたのは、スパナでも持って歩いているかもしれないなと思ったものですから、本当にちょっと危機感を感じました。連休明けにきちっと警察に、そういうことも鑑みて確認して対処も行ったとおっしゃいましたので、この辺のことは非常に適切な対応だったと思います。今回の件は少し特異な事件だったかもしれませんが、これを機に防犯に対する取り組みをさらに

深めていっていただけたらなと、そのように思います。

それから、台風の通行止めの理由につきましては、理由というよりも、そのかわいを通行しないようにと、その安全対策に重視したというふうに受けとめます。ただ、今後もこういうことは起きる可能性もありますので、不必要な不安を感じさせることができるだけないような、そういう理由を述べて発信していただけたらなと思います。

それから、村長が先ほど申されましたけども、ほかの情報提供ということで、ホームページや村ミーティングなどについて、少しお尋ねしたいと思います。まず、ホームページについてですけども、防災日吉津村でよく、詳しくはホームページをごらんくださいと案内されます。一人でも多くの村民に情報を提供しようと、いろいろな手段で取り組んでいらっしゃることは高く評価したいと思います。問題は、ふだんパソコンと縁がなく、村のホームページを検索して見る習慣のない人も少なからずいらっしゃるということです。確かにホームページには各部署からの連絡事項や報告などが詳しく載っていて、情報提供としては万全です。それは広報ひえづの類いではありません。しかし、先ほど申しましたように、ホームページは十分浸透しない部分もあるということを意識しておく必要があると思います。

それと、村ミーティングについてですが、第1回の昨年も参加者が少なかったですけれども、ことしはゼロに等しい状態でした。これでは寂しい限りです。行政に対する疑問や、日ごろ感じていることを積極的にディスカッションできる、また、お互いの生の情報が聞けるまたとないチャンスです。この機会を有効に活用するその旗振り役は、やはり行政の役割だと思います。笛吹けど踊らずのことわざのように、なかなか難しい問題かもしれませんが、だからといって失望するのではなく、工夫して継続することが大事です。例えば、一つにはテーマを決めて、例えば建設産業課ですと、431号沿いの開発問題とか、福祉保健課でしたら、国民健康保険税はどうかとか、幾つかにテーマを絞って意見を聞くのもいいじゃないでしょうか。この点について、今後の方針などを考えていらっしゃいましたらお聞きします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） テーマごとにとということで、従来も村民生活に大きな影響が出るということや、今ここで村民の皆さんに理解をしていただく必要があるというときには、従来の毎年やります行政懇談会も、その内容組み込みますけれども、それを独自のテーマにして、先ほどありましたように説明会をしてきておるということでありまして、例えば30年度からの国保の制度の改正の住民説明会はしていかなければならないということで、担当課とも話をして今日まで来ておりますけれども、この今の県の状態では、その説明会がなかなか思うように開けんとい

う思いもしておりますけれども、やっぱり課題ごとに的を絞ってやっていく、それも自治会ごとや、自治会を一回りして、どこかの公共施設でもう一度やるとか、そういうことも考えながら、これまでも取り組んできましたので、そういうことでの課題ごとの、住民に御理解いただいたり、説明をする機会はずいぶん設けていく方向でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 河中議員の御質問にお答えします。

ホームページでということ、防災無線のほうでは、とりあえずホームページだけではなくて、広報誌並びにホームページをごらんくださいとか、広報誌並びに折り込みチラシをごらんくださいとか、広報誌、チラシ等でできる分についてはそういう放送もしますけど、やはり容量が多いもの、見ていただかないといけないけども容量が多いものについては、どうしてもホームページってということになりますので、全員が見ていただけないということもありますけども、とりあえずホームページのほうもごらんいただきたいという放送になっているということでもあります。ということで、情報の提供ということで、広報誌、防災無線、ホームページ、ひえず113チャンネル、さまざまなものを利用しながら情報提供しておりますので、その辺は御理解をいただきたいというぐあいに思います。

それから、村ミーティングにつきましても、今回は特に雪で変更になったこともありまして、なかなか難しい部分もありました。最初に村長が申しましたように、関心を持っていただけるような工夫をしながら、今後も開いていきたいというぐあいに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 行政懇談会とか、それから、ホームページ、村ミーティングのことを御説明いただきました。わかりました。村ミーティングにつきましても、やっぱりいろいろな人の意見を聞きながら知恵を出し合って、実のある村ミーティングにしていけないといけないと思うんです。行政が幾ら熱意を持ってやっても、やっぱり動きがない、集まらないということは何らかの原因があると思いますので、その辺はお互いに知恵を出し合って、前向きに取り組んでいけないといけないなと思います。

それから、パブリックコメントについてちょっとお聞きします。議会でも、議会基本条例を策定するのにパブリックコメントを募集しました。提出者はたった3人でした。人口3,500人の村で0.1%にも満たない意見集約が実態です。それでも、このときは出前説明会として各自治会を回り、生の声を拾うことができましたし、参加者が少なかったところもありましたけれ

ども、忌憚のない意見を聞けたことはよかったと思っています。よく意見をどうやって拾うか、集めるかというときに、御意見箱に意見を入れてくださいとか、さっきも申しました、パブリックコメントを募集していますと幾ら呼びかけても、成果は上がらないというのが実態だなと痛感したところでもあります。村の政策に対するパブリックコメント実施についても時々やっておられますけれども、期待するほどの意見は集まっていないのではないかと思います、この辺の実態はいかがですか、お伺いします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） パブリックコメントにつきましては、先ほど村長が答弁しましたように、計画とか条例とか、今回、議会基本条例でもされたというぐあいに思いますけれども、例えば自治基本条例のときも説明会もしましたし、その後に最終的にパブリックコメントということで、村全体の方に、村民の方にということで、意見要望等を募集しておりますけれども、やはり説明会等をしておりまして、そういう意見も伺っておりますので、多少パブリックコメントの最終的なところでは少ない部分も、必要ない部分があるかなというぐあいに思っております。ただ、やはり村民皆さんに意見を求める場合に、どうしても計画とか条例っていう大きなものになりますと、なかなか情報として、役場に置いてあったりとか、ホームページをごらんいただいたり、見る場所っていいですか、機会っていいですか、そういうところがなかなか一般の村民の方が見る機会が少ないのかなと、そういう部分でパブリックコメント等の質問につながっていかないのかなということもありますので、この辺も今後、十分検討していかないといけないかなというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 村ミーティングや住民説明会への参加につきましては、PRの問題もありますけれども、村民ももう少し関心を示してはいかないとならない問題だと思っています。それでこそ村民主役の村づくりと言えるのではないのでしょうか。

最後にもう1件、情報提供というよりは、注意喚起といいますか、事故発生の予見可能性に対する行政指導について伺います。今吉地域、村道4号線と大道下の交差点にある荒廃地に、草は伸び放題、一部壊れたものもある土管の放置、大きなブロック、足場を組んだ棚には材木が積んであります。その荒廃地で、小学校の子供たちが棚に上がって遊んでいる姿を見かけたことがあります。他人の私有地ではありますけれども、立入禁止という看板もなく、もし身体に及ぶ事故が起きたら大変だと思ってお尋ねしますが、何か行政指導していらっしゃいますでしょうか、お聞きします。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 河中議員の御質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃられた箇所につきましては、交通等の車の通行の観点と、それから、子供さん等がそういった立ち入りというようなこともありまして、所有の方には再三連絡をとらせていただいております。なかなか実際にお目にかかることができませんもので、電話等で事務所等へ連絡をとらせていただいて、適切な管理ですとか、時期時期の草刈りとか、そういうことを依頼しております。もちろんそういった土管といいますか、そういったものが置いてありますので危ないということもありますけれども、そういったことも再三依頼といいますか、頼んでおりますけれども、なかなか実際に片づけてもらえないというのが実態でございますが、引き続き、そういうことで適切な管理ということは申し入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） ぜひ、大変でしょうけれども、その点のことはお願いしたいと思えます。私有地をどのように使おうと自由ですし、周辺住民に迷惑をかけるとしても、それが受忍限度、我慢できる範囲内であれば我慢しなければならないということもわかっています。しかし、かた苦しく言えば、事故発生の予見可能性とか、事故によって侵害される法益、つまり、そこで遊んでいた子供たちの生命、身体が損なわれるとしたら、それなりの行政指導は必要だと思えます。村内を回っていると、そういう危険性を感じる場所がほかにも見受けられます。私有地だからと避けるのではなく、危険と思われる場所は、土地の持ち主に、事故があれば土地所有者の責任が問われる可能性がありますということを根拠に指導し、改善を求めていっていただきたいと思いますが、この点について、行政としてのお考えをお聞きします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） このごろの課題は全国ですけれども、朽ち果てそうな空き家をどうするかということでございまして、それを最終的には行政代執行するということに行くと。行かなければ整理がつかないというようなことで、空き家の対策計画を立てて、それで行政指導なり勧告なり命令なりの手段を得て、最終的に行政代執行ということにつながるような計画を立てようということで、ただ、近日、県の音頭で会合が持たれました。我が村はその計画をどうするのかということがありますけれども、やっぱり近い将来といいますか、いずれ起こり得る問題であるので、それは議論をしながら計画を立てて、いざというときに備えておく必要があるもので、それは内部でとりあえず検討をして、空き家対策に万全を期すようにということを言ったところでありまして。幸い、我が村の今の空き家の状況は、数字的には、統計的には上がっておるということ

が、この間ごろわかりましたけれども、まだまだ改善されて、新たな住宅地ができたりしておりますので、それはそれでいいとしても、でも、議員、御指摘の空き家に対しては、そういうことで強制代執行でもやるのかということでもありますし、農地については、また別の視点で、農業委員会が荒廃地の解消対策を、新たな大きな、農業委員会法の改正も含めて大きな課題にして、それを改善しようということでの取り組みになりますので、土地については空き家の対策、農地の対策、そのようなことで、制度的なもので進めていく必要があるというふうに思いますので、そのような方向で、時間はかかりますけれども、向かっていくということで指示をしたり、取り組みを進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） ぜひお願いいたします。村民の安心と安全な暮らしを守るためにも、これからも適切な情報提供をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（山路 有君） 以上で河中議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで昼の休憩に入ります。再開は午後1時から行います。

午前11時43分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山路 有君） 午前中に引き続き、午後の一般質問に入らせていただきます。

2番、景山議員の質問を許します。

景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 2番、景山です。

お許しを得ましたので今回は2問質問させていただきます。村職員の資質の向上をということと、村の花チューリップの存続をという2点について質問させていただきます。

村長の行政執行の原動力となっているのは、何ととっても各職員の与えられたポジションの確実な事務執行と言えらると思います。村の公僕としての資質は当然として、世間一般常識の資質等、あらゆる面を総合的に評価する必要があると思います。我が子を身近に持つ親の立場をわきまえず、見苦しいと思われると思いますが、お許しをください。村の農業の転換期を迎えて久しいですが、村農業の将来像は全く進んでいない状況です。日吉津村の農業が農家住民の皆様から、行政が一生懸命頑張ってくれているなど身近に感じられるようにとの思いから質問したいと思っております。

まず、村職員としての必要な資質とは何であろうか、簡潔に説明をしてほしいと思います。村長、課長に聞きたいと思います。

2点目の、村の花チューリップの存続をということで、地球温暖化の影響でチューリップ栽培がなりわいとして維持できなくなってから40年も過ぎると思います。そうした中で、村民は、村の花としてチューリップの価値を認められて、マラソン等々のイベントも多く参加されております。私も存続してもらいたい一人です。そんな中で、今年度から生産者が1人欠となり、3人体制となったようです。生産者も張りをなくしておられます。元気づけてあげたいと思います。先日話を聞きましたが、チューリップの掘り取り機の調子が悪く、半分程度しか掘り取りができない、困ったもんだと話されました。掘り取り機の導入とチューリップの存続の可否を再度とったらどうかと思います、聞きたいと思います。答弁内容によっては、再度答弁を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 景山議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、職員の資質向上をということで御質問をいただいております。そこで、職員の資質向上ということでは、平成22年の8月に、大分なりますけれども、日吉津村の人材育成基本方針を策定しております。当然のことですけれども、村民に信頼される職員、行動力のある職員、知恵のある職員として求められる職員像を掲げております。村民に信頼される職員では、公務員としての自覚と責任感を求めていますし、村民本位の視点に立って、村民ニーズを追求できるなどを求められるというふうに定めたところであります。また、行動力のある職員では、前例にとらわれない柔軟な発想と迅速な行動力など。知恵のある職員では、経営感覚を持ち、幅広い視野から判断するなどを定めたということでもありますけれども、景山議員の話の質問の中にありましたように、首長の仕事は職員の努力があって成り立っておるということでもありますし、それは村民ニーズを的確に捉えたものが行政運営に反映されなければならないというふうに、常日ごろ考えておるところであります。このようなことを踏まえながら、職員は日ごろから村民に接するとともに、最後まで責任を持って業務を遂行し、村民に信頼されるよう努めておるというふうに受けとめております。

なお、これらの求められる能力を育成するためには、県内外を問わず必要な研修に参加をし、職員の希望に応じて研修に行かせておるというようなことも、取り組みをしながら職員の能力開発を行い、人材育成に努めておるというところではありますが、今後も引き続き職員の資質向上に、これは不断の努力が必要だというふうに考えておりますので、そのようなことで、職員の資

質向上に向けて、常日ごろ取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、2番目の、村の花チューリップの存続をとということでありまふけども、御案内ですけども、水田転作の裏作物として、チューリップが先人の御努力によって、水田一面に色とりどりの花が咲き乱れ、チューリップの村、日吉津村を県内外に大きくアピールして、一大産地を形成しておりました。最盛期は9ヘク近くの栽培面積があつたというふうに理解しておりますので、それは一面のチューリップのじゅうたんの水田の裏作ができるという形でアピールができたものであります。そういう意味では、開花期の景観は農村のイメージアップにも大きく貢献をしてきたということもありまして、平成元年の9月に村の花として制定をされております。しかし、近年、生産者の高齢化、地球温暖化等による収獲量の減少等により、所得は減少し、栽培中止になりかねない状況でしたので、平成19年度より農家の方に委託栽培をお願いし、現在までチューリップの花を守り続けています。そういうことでは、栽培者の方に大変お世話になっておりますこともお礼を申し上げる次第であります。それから、チューリップ生産が衰退をしてきた大きな理由の中に、もう一つ、球根の輸入自由化という問題があつたと思ひます。これが球根価格の低迷に拍車をかけたということで、私自身は理解をしておるところであります。その次が温暖化であつて、その次が高齢化だつたというふうに思つてます。議員御指摘のとおり、生産者が1人やめられるということでございまして、今、現在の状況をどうやれば維持できるのかということでございまして、また、新たに栽培をしたいというふうに考えておられる方もございまして、まだ最終結論に至っていないというふうに聞いておりますので、引き続き村の花としてアピールをするために、現状維持ができるような協議、検討をいたしておりますので、まだ中間ではありますが、そのような御答弁をさせていただきますし、あわせまして、掘り取り機の調子が悪いということがありましたけれども、定植機もあるということでございまして、この両方の機械につきましては、一応修繕の方向などを含めて、現在、関係機関と関係者と協議中のございます。掘り取り機は福部のほうでラッキョウの掘り取りがこのごろ盛んにテレビ等で報道されますけれども、あのものと同様な形のものでありますので、あれを多少改良を加えたといひますか、かつての掘り取り機のことを思うと、砂丘らっきょうの掘り取り機は多少手が、機械的によけ入るようになったなと思つて、このごろテレビで見えておりますけれども、理屈は同様のものでございます。多少、球根のほうは球が大きいということと、土質が砂質というより砂壤土、多少粘土が入るということでありまふので、多少掘りづらいということがありまふけれども、理屈は同じものでありますので、そんなに難しい機械ではないというふうに考えておりますので、修理も

含めて、関係機関や関係者と引き続き、どちらかといえば現在のものが利用できるように方策を検討をいたしてまいりたいというふうに思います。

また、チューリップの村の花の扱いでございますが、来年は40回の記念大会が、チューリップマラソンの県大会が行われるということでもありますので、開花期には県内を初め、県外からも多くの方が来村されるというふうに考えておりますので、チューリップはマラソンもですけども、引き続き村の花として、我が村はチューリップの村であるというイメージをそのまま持ち続けていけるような方策を、そして栽培をしていただける方を確保しながら、村の花として位置づけていかれる環境を維持していきたいというふうに考えておりますので、以上で景山議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） それでは、再質問に入ります。

景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ありがとうございます。

まず、最初に私ごとが再質問に入りますことをお許しを願いたいと思います。また、このことをお伝えせねば、正しく回答、答弁はいただけませんので、お許し願いたい。きょうも農家住民の一人の気持ちとして質問させていただきます。職員の資質ということについては、今説明していただいた、村民に信頼される職員ということが、今一番気持ちとして残りました。ということで、そのとおりだと私は思っております。ただ、一つ私として、農家の一人として見れば、大半職員と対すれば判断ができます。村民本位の目線として考えてごしちょうなる人とか、いろんな気持ちと交錯するんですけども、そういう気持ちで私は、相手の職員とのそういう疎通を図りながらと思っておりますけども、それが村民目線ということから考えると、ちょっと外れるじゃないかなと思つての再質問をさせていただきたいと思います。本来これで職員の資質ということでしたので終わりたいとは思つたんですけども、ちょっと私に時間許してやってください。

28年の7月から、カンゾウ栽培ということで、私は始めました。理由は簡単です。村の畑地の50ヘクのうち、飛び地なんですけれども、6ヘクというのが荒廃地とみなされたことが、ということで、常に、ずっと10年前からどうしたらいいかということで心がけており、畑で何かもうかるものがないかと、ずっと過去10年間、菜種とかソバを栽培していましたが、経営を維持できるものではありませんでした。村行政はどんな思いでいらっしゃったのかなと思っております。遊び心でなければやってられない作物でした、畑というのは。本当に畑作というのは大変だと思つていたところです。そんな中で親しい友人との出会いがあり、畑に活路を求めていました。これというのが28年の4月の5、6と、大隅半島のほうの鹿児島島の肝付町というところで

ちょっと研修してきました。これがカンゾウという植物との出会いでした。畑の荒廃地対策で村は困っているという、私も困っておりましたが、カンゾウ栽培で頑張ってみますかという心強い後押しでした。私も本当に大分年とっておりますので、先10年というわけにはいきません。5年後を目標に商業ベースに乗せて開拓してみようという気持ちになったところです。当時の村の姿勢は、農家の一員として本当に寂しい限りでした。この事業があることすら教えていただけなかったです。5年以内に商業ベースに乗せたいと思う余り、事業としては面積が大きいことも承知をしておいて作付をしたと思っております。私はこの1年間、カンゾウ栽培を試みて、村の畑の荒廃地対策として頑張ったと我ながら思っております。ただ、採算が合わなければ事業は前進できません、しません。決して自分のために、もうけのために起用したわけではありません。村の畑の荒廃地をなくしたいという強い思いがあったからです。この1年間、カンゾウ栽培で私の言動に対して、どういう思いで受け取っておいでになるのでしょうか。村長、課長のほうに聞いてみたいと思います。お願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 益田課長は、この4月からの辞令でありますので、私のほうで答えさせていただきます。

カンゾウを栽培されるということより、それ以前に、村の荒廃地を解消をしていくという純粋な気持ちでお取り組みをいただいたということに対しては、敬意をあらわすものでありますし、そういう動きがなければ、我が村の畑の維持は、今のところ、これといった、景山議員が言われる農家の経営として総合的に収支がバランスがとれるというのはなかなか、畑作物としては難しいというふうに考えております。従来、畑作物的なものも、今、水田のほうに、いわゆる米が半分つくられないという状況でありますので、比較的、水の管理が易しい、我が村でいえば、よその地区から比べれば、水の管理が比較的易しい、そして、砂質土に近い砂壤土だということで、非常につくりやすいというようなことがあって、従来、ネギあたりは畑の作物でありましたけれども、今、水田のほうでつくられるのがほとんどになっておりますので、事ほどさように畑での営農作物というものを探していくのは非常に難しいという中で、菜種なりソバなりの栽培をやられたということで、菜種はかつては水田の裏作につくられたものであります。ソバも現在は水田の転作作物として全国的にはつくられておるといふことでありますので、そういう意味では、比較的乾燥を好む作物でありますけれども、いずれも水がなければ、これは逆に大変だということでもありますので、いかに畑作物の作付や生産が難しいかと。そして、それが我が村でいけば、土質も水田も畑地もよく似通っておるといふことがあって、いわゆる生産調整の水田に野菜物が

栽培されておるといふことでの理解でありますので、景山議員の荒廃地を解消するといふ取り組みに対しては、本当に敬意を表するものでありますし、今後、何をつくっていくかといふことでは非常に難しさがある中で、薬草としてのカンゾウをおつくりになるといふふうには、今取り組みをしていらっしゃるといふことで、既に2年目に入っておるといふことでありますけれども、そこで、その職員の誠意が見えないといふか、農家の気持ちに立っておるといふことでは、今の質問の中ではまだ聞き出せないなど、どんなふうにお答えしていいのかなといふふうには思っておりますけれども、新たな取り組みをカンゾウといふ、我々も、何といひますか、生産の事例や収益性のどうなのかといふことも、情報としては県内の農業関係者では持ち合わせていないといふ情報の範囲でしかございませんので、今の段階では新たな取り組みをされるといふことでございまして、その取り組みに対して、今回は6月の補正予算といふことで計画書の提出がございましたので、補正を組んでおるといふ内容であります。以上です。

○議長（山路 有君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ありがとうございます。

私の一方的な思いで、ちょっと語弊があるかもしれませんが、表現がちょっとあれですけども、村民目線で扱っていない、扱ってもらっていない、金もうけのためにやっていると思ってるのではないかと私は感じております。逆に金もうけでなければできないんです、これ。維持できないんです。これが金もうけで何が悪いんですかとも、逆に問ってもみたいと思います。農家の人がカンゾウ栽培を開始する、金額も大きいし、ひとり立ちには四、五年の期間がかかる、荒廃地解消のために一緒に頑張らいやとか、そういうのが行政マンの姿ではないかと私は考えております。行政マンの姿とは、村民目線ではどんな姿が理想と思われているのですか。もう一遍問ってみたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 日本には、日本のさまざまなことを、いわゆる生産を支える制度があるわけですが、ある意味農業は、食料を生産するといふ意味で、過去からずっと補助制度があったといふふうには思ってます。それらが産業全体で今、日本の仕組みを支える制度が、さまざまな補助制度が展開をされておるといふふうには思っておるところであります。農業も、そういう意味では食糧自給率が非常に低くなってきておりますけれども、業として成り立つ農業を支えていくといふことでありますので、逆に今は日本の米が輸出の高級品として販売をされるような状況にもなりつつあるといふことでございます。農産物も、いわゆる果実や葉っぱ類等も輸出の対象になりつつあると、対象品目に生産者が努力していらっしゃるといふことでありますので、農

地を有効に使うという農林省の補助政策はありますし、生産を奨励するという奨励金もありますし、農地を有効に使うという意味では、今、離農をされる方にも助成金が出るようになった時代であります。土地改良においては、今度はいわゆる地権者に、土地の利用者いらっしゃいますけれども、地権者に負担を求めない土地改良事業も展開をされようとしております。そういう事はどきように、日本の農地を、根本は食糧ということはあるんですけども、どちらかといえば米は余って、半分つくらんでもええという中での食糧対策でありますので、そして、農業対策、農地対策、農地維持対策であるというふうに考えておりますので、そこでは、やっぱり業として成り立たなければならないということだと思っておりますので、当然、国の助成金は出す、県の助成金は出す、村の手伝いもするという中で、それは、じゃあ、その助成金を使って、どこで収支を黒にされますかという、その生産性の計画を求めるわけでありまして、その計画に従って、また、計画が妥当だという、我々も判断をしますけれども、県も金を出されますので、県もその事業計画において審査をして、これならいけるであろうというものを補助金を出されるということでもありますので、国の方向や、県の方向や、村の方向も、いずれも生産者が適正に利益を上げていただくということのお支えの仕方は変わっておりません。初期投資においては、なかなかそれが収支が合わない。でも、5年かけて収支が黒字になるところに到達するという、その計画の中でやっていただくということを我々は求めるという状況でありますので、そのようなことを申し上げさせていただきたいと思っております。

○議長（山路 有君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ちょっと村民目線ではどんな姿が理想と思われるかという、私は質問したつもりだったんですけども、ちょっと外れたようなところがあったと思いますけど、私の思いというのは、農家住民と行政は、農家住民と一緒に手を差し伸べて、そこまでは言いませんけれども、手伝って、一緒に頑張ってみるから頑張ってみましょう、そして荒廃地をなくしましょうという職員の行政の気持ち、心の持ち方一つであると思って、私は思っております。そういう行政マンというのを私は希望しております。その気持ち、そういう姿が見られれば、農家住民はどれだけ救われるのか、わかりますか、その気持ち。本当に寂しい限りでしたよ。去年1年間。事業主には補助金の返還があるよう、説明できるようにしとけ、この会話がきつこと、補助金の返還はわかったことでもあります。私も議員という立場をしておれば当然です。どういう思いでの発言だかということは、本当に考えてみてくださったことがあるんですか。農家住民に寄り添い、一緒になって頑張ってください、もっともっともうけてください、荒廃地をなくしてくださいという行政の気持ち、思いは私には全然伝わってきません。ならば、この10年来、

いつごろから畑、50ヘクのうち6ヘクというのが荒廃地と言われ続けているのですか、どこの荒廃地が解消されたのですか、具体的対策を示してほしいとも思っております。ただ、再生協の会議の中でも、困っている様子、少したりとも感じてこない。このままでは荒廃地解消の村の将来像は描けないと思います。どう思われるのか。きょうの、日本農業新聞というのに、全国の遊休農地課税ということで、全国で88ヘクが対象になったようです。固定資産税が1.8倍になり、4月から市町村が順次徴収を始めているということです。この制度を契機に遊休農地を担い手に貸し出したいが、借り手不在が多く、依然、これが課題となっておるということです。そういうような状態の中で、何を今、もっと、目線というのは農家目線で、村民目線で考えてくださらなければ、農家の人が意欲がなくなるようなやり方では、先に進めませんと思うんですけれども、どうなんでしょう。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 景山議員と多少思いがすれ違ってますけども、農家目線ということでは、我々は、じゃあ、何を生産されるか、どういう形で農業をされるのか、どんな土地利用をされるのか、じゃあ、どんな土地利用が適正なのか、隣近所に迷惑かからん、その農地の利用はどんなことなのかということは、それは言わせていただかなければならないということでもありますので、そこでは、やっぱり社会資本という、僕は社会資本という言い方をしてますけども、農地をお持ちの方は、誰かがおつくりになるにしても、やっぱり一定の、何といいますか、使い方の暗黙の水利用調整であったり、農薬散布であったり、田植え時期の統一であったり、そういうものの中でやっていかれるのが農業だと思っておりますので、そこを介在をしておるのが行政の職員で、行政であるというふうに思ってます。そんなじゃあ、こんなことはどうでしょうかということもありますし、これをしてみたいけど、どうだというときには、それは検討をして、ええだ、悪いだを言わせてもらっておるというふうに思ってます。それは、いってみれば金がつまむことだと、補助金等がかかわるものでありますと、そこはそれなりの、この補助金を受けられるためには、こんな制約がかかりますよということは当然言わせてもらって、検討をしていただくということは、我々の仕事だというふうに思ってますので、そこで職員が、何といいますか、配慮が足らなかった、足りないという言い方がありますが、そこには一つの距離もあるなという気がしておりますけれども、表現が適切ではないと。ただ、景山さんが言われる、村民本位の視点で、いわゆる農家本位の視点で行政運営を、農家を支援をしてということについては、一つも異論を挟むではありませんけれども、そこはやっぱりお互いがもうちょっと理解を縮めていかんと、今のまんまでは埋まり切らんという気がしております。答弁になりませんが、そんな感じで受

けとめております。

○議長（山路 有君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 何かすっきりしない気持ちで今はおまして、ただ、農家の人が元気出さなきゃいけないという気持ちを起こさせる、行政ばっかが起こさせたっていいんですけども、何かそういう方向っていうのがなければ、どういう施策を講じられたけんっていったって、進むことは、言いつ放し、きちんとその気持ちを受け取っておれば、それでいいんですけども、その辺が、今の変な話、収入保険にしても、座談会の際に説明したって言われたんですけども、読んじょけてって言われたのが現実ですので、読んじょけてっていうのも説明したということになってしまいます。だけん、その辺が行政の人はどれだけ親身になって農家の人に接して下さるのか、私のほうも、ああ、この人と一緒ならば、本当に頑張ってみようなという気持ちが湧かせるような、そういう行政の職の人だないと、ちょっと私は納得いきませんので、何か今言われるような格好ですと、何か補助金云々ということですので、それは当然、補助金返納のことがならねば、それは当然確保してます。ただ、そればかりじゃないんです。現実には話しする中では、もっともっと本当に農家の人として見て扱ってくれちようかなというような感じも受け取るんです。本当にそういう気持ちでおってごさねば、ちょっとちょっと先へ進まんという部分がありますので、まだ時間がありますので、そういう気持ちでずっと私は1年間過ごしております。ただ、せっかくこういう思いがあって、荒廃地をなくさなきゃいけないということの気持ちがあったもので、これはつくり続けられない、機構のほうにも、村内ばかりじゃなしに、村外でも今度は面積ということであると、対応に必要なものですので、村外のほうにも、水位が低いということが条件ですので、水位が高い場所では、浜のほうではいけませんので、水位が低いところで、肝付町のほうでは、どげっていいですかいね、黒ぼくのところだったんですけども、そういうところでもつくってますので、だから、米子市のほうにも、佐陀のほうにもまた必要ですので、日吉津でいっぱいになったら、機構のほうにもお願いして、米子市のほうにもお願いせなけんということしております。もうちょっと農家の人の目線で物事を考えていただきたいという、それだけなんです。ただ、それだけ。

○村長（石 操君） 答えるんですか、答弁。

○議員（2番 景山 重信君） ほんだらええです、ええです。わかりました。これ以上言ったってけんかもしらん。ただ今言わせてもらった、悪い事例でこう言うんですけども、一村民として見させてもらっています中で、職員の、私が言いたいのは、一生懸命さが伝わってくればそれで大丈夫ですので、一生懸命さがひしひしと伝わってくる皆さんもたくさんおいでになり

ます。本当に名前言ってもよければ、名前も言いますけれども、本当にこういう方も職員の中ではおられます。囑託の方、臨職の方も含めてあります。私はこの方を手本にして、職員のもっともっと村民目線ということでの、意識改革の方向につながらないものかと思っておりますけれども、その辺での改革というか、その辺は何かありましたら。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 具体的なところに踏み込まんとして理解がいかんところに来ましたが、いわゆる村民本位の視点で村民ニーズを追求できるという姿勢は変わらんわけですし、決して農家をないがしろにしておるわけではありませんし、農家が元気が出るということに支援をしていくということにもっては、ことについては、全く異論のないところでありますので、そんな取り組みをしておると。特に再生協議会あたりではそんな議論をしてもらっておるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議員（2番 景山 重信君） わかりました。

○議長（山路 有君） 景山議員、挙手してから立ってもらおうといいです。

○議員（2番 景山 重信君） はい。

○議長（山路 有君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 私は本当に日吉津の地以外の場所を選ぶことはできません。行政マンの対応のいい悪いは別として、どんな手段を講じても、この地で私は生きておられます。私の気持ち、本当にわかってください。農家の長男に生まれたからには、次の世代、子供、孫に農地を引き継ぎたい、今は自作地だけでは生活ができない、面積を拡大して維持管理できるようにしてやりたい。そして、家を見てくれるまでは第三者に経営移譲を計画しているところです。日吉津に愛着のある私のような村民に、日吉津に生まれてよかった、日吉津村で、日吉津村民でよかったと感じてもらえるような施策を、どうか講じていただきたいとします。また、そういう職員であってほしいと思っておりますけれども、思いがあれば、感想があればお願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 職員は、村民本位の視点に立つということもありますけれども、やっぱりその前提には公平中立ということもありますので、それもやっぱり職員の判断としては大事なところでもありますので、決して職員が農家の皆さんのことをないがしろに、目線が違うという方向で動いてないと。農家がどうされるのか、うちげの地域全体の農地をどうやっていくのかということでは、再生協議会あたりでしっかりと御意見をいただきながら、それをまとめる方向で議

論をしておるといふように、再生協議会を預かる私としては、そんなふうを受けとめておるところでありますので、それ以上、農家に寄り添うということになると、どんなふうな寄り添い方があるのかなということ、再生協議会の中で幹事会等を含めて、幹事会ではそれぞれの農家の皆さんの集合体で、実行組合というものをもちますので、そこで議論をしてもらいながら、再生協議会どうやっていくのかということ、農地をどうやっていくのかということでの議論をさせていただいておるといふのが実態でありますし、それから、今回の質問を受けて思いますのは、農地全般を議論する場が比較的少なくなっていますので、再生協議会に畑の項目も入れたらどうかということを今、担当課長にも言っておりますけれども、多少ちょっと無理があるかなというところありますが、うちげの、我が村の農地全体を議論する場がちょっと少なくなっておるといふことで、組織のあり方も考えていかなければならないなというところで議論をしようというふうに思っておりますが、決して農業をないがしろにしておるわけではありませんので、それは農家の方も同じ、非農家の方も同じ村民だということでの取り組みを日ごろ心がけておるといふふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 最後のちょっとそれはわかりましたけれども、村民として、荒廃地防止に役立ちたいという思いにさせてくださいという、一緒になって私も頑張るといふことで、すけれども、農家の人にそういう気持ちにさせるというのが行政の仕事とは違うんですか。私は、ちょっとその辺、私ができない、農家の人と、一員としてできないことを何かそういう薬草の栽培ということのわからない中で進んでしまったわけですし、だけん、そういうのを私、農家の人とかに教えてくれとか手伸べてくれるとかっていうのも行政の仕事だと思っておりますけれども、それも一緒になって、私たちが一緒に岡山行き勉強しようやあってって言って、ようやくそげな始まりでしたので、去年の6、7月ごろでしたかね、だけん、もっともっと行政も勉強してもらって、国の情報、県の情報を得て、何とかそういう荒廃地対策ということで生薬の今、カンゾウとか麻黄とか、いろんな植物が5品目が指定されておりますので、そげな格好での荒廃地に対して、畑に対しての、とにかく先をもっと見るような、そういう感覚で元気出して私は、ほしいなと思っておりますので、お願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 例えば個別の作物をどうしようかということになると、我々地方自治体、いわゆる町村の範囲ではちょっと無理がある。それは、県の試験研究機関が県の農林部局を通じて、県の試験機関がありますので、そこらを相談をしながらやっていかないと、それは多少無理

があります。うちげの職員に、農業技術者でもない職員に、あれを研究せえ、これを研究せえっていわれたって、それは多少無理があります。あれはどげんなっちゃうかいなっていうことなら、情報をとってきて、こげなことは考えられるよっていうのはあるでしょうけども、あれをこげせえ、ほんなら、カンゾウがそげだ、ほんなら、ほかの生薬はこげだ、ほかの生薬はこげだなんて話はうちの職員はようしませんわ、それは、ということです。

○議長（山路 有君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 何かそういう言い方だとなかなか進みますので、ただ、本当に農林局の職員の方にお世話になってずっと進んできたと思います。要するに、何ていうですかいね、書面の作成とかでも、一つ例を言えば、なかなか農家の人には難しいわけですが。乱雑に書いてごせっていった中を農林局の職員の方がまとめてごしたとか、もっと手とり足とりとまではいきませんが、事業主の責任といえば、だって、作文だ、ほんなら、書かれんということになればこの事業っていうのは絶対成立しませんので、琴浦町みたいに全部行政が手とり足とりでする場所もあるんですけれども、何かちょっと村の行政というのは私からすると寂しいです。それはそれでいいですので、これからいい姿になってくれるだと思いますので、ただ、私はどうにかしてでも5年後を目標に増産をするような格好で頑張ってみたいと思っておりますので、そのことだけはお伝えして、いろんな場所でもちょっと相談に乗るといような姿を示してほしいなと思います。いいですかいな、相談。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 農業改良普及員の役割は役割としてありますし、行政の職員は行政の職員としての役割はありますので、それは相談に応じないということは言ってませんよ。それを支えていくという言い方はずっとしてきてますので、その姿勢に変わりはないですし、農林担当の職員は事務方ですけども、うちの農業がどうあればいいのか、農地がどうあればいいのかということを常日ごろ考えてますので、決して景山議員の農業者としての意に反するという事ではないと。これは適否は判断をしますけれども、景山議員が考えられる、農業者として考えられる方向に沿った考え方をしながら、そこで、ええ悪いということをおっしゃるといふふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 解釈します。理解します。頑張ってみますので。

それで、次の掘り取り機のことなんですけれども、私がチューリップをやめてから40年ぐらいいなるんですかね。30年かな。私が一生懸命チューリップをつくってたときから調子が悪くて、

2台のうち1台を部品取りということでしよかったんですけども、それで、その方から今、話があって、とてもリースしようにもどこからどげするもんだらあかなということは相談があったことだったんです。それで、役場は、様子とかは来てみなあかってって言ったら、来てごしなあってって。それで、どげ言っただかいな、植えつけ機、これはもう、どげって表現していいか、ころころころころ、上下で手直しせんといけんので、そこはもう使わでもいいけんって言って、ただ、掘り取り機は部品取りで使っておったんですけども、こしはまた天気がよかった関係でかたかったっていうこともあるかしらんですけども、半分しか掘り取りができなかった。二度も三度も掘り取りしてもらったということで、こげなことじゃあとてもいけないということで、ただ、私が一つ心配したのは、毎年、様子伺いに来ておって、行政から来ておって、調子が悪いのもわかっちゃって何で手を打たないかなってっていう疑問なんです、私が。前もってわかっとるのに、40年前からそういうことはわかっちゃったんです。それで、そげだのに、何で今になってから。ほんなら、村っていうのは、村の花ってって決めてあるのに、ほんなら、4人、3人に委託して、5畝が20万、25万をして、その本人たちはもう意欲をなくするわけですが、つくってくださいと言われても。もうやめよかい、これがいい機会にっていう人もあったんです。ちょっと待ってごしないよ、そげじゃあいけんので、まだ村の花ということは決めてあるもので、何とか元気出してつくらにゃいけんけんっていうことで、このどうしてくださるんだあか、調整して、修繕をするとかっていう答弁があったんですけども、修繕できるようなものではないです、もう。部品取りもできなくなりました。ということで、新しい機械を買ってもらって、村の花を維持するならば、そういう気持ちで向かっていただかんといけないなということですので、お願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 答弁の後にどうも直らんということがわかったようでありますので大変失礼をしましたが、トラクターのアタッチメントだと思っておりますので、ただ、40年前と同じだかなという話ではないと思っております。これまでは、この近年はそれでやってもらっちゃったということだと思っております。よもや、手やくわですき起こされえもんではありませんので、アタッチメントがなけな、掘り取り機がなけなできんもんですので、40年前から壊れちよるという表現はどうかのかなという気はしますけども、どうもその答弁の内容としては不十分だったということで、それはおわびをさせていただき、訂正もさせていただきたいと思いますが、これは、アタッチメントの件については検討をさせていただくということにさせていただきます。掘り取り機のアタッチメントは検討させていただくということに、今、それも掘り取っただかいな、

まだ掘り取っちゃらんだあが、終わっただな、掘り取りは終わってますんで、この期のやつは、次の期に間に合うように検討をしていかなければ……（「来年ですね」と呼ぶ者あり）ならないということだと思いますので、そこのところはお断りを申し上げて、生産者の皆さんにはぜひとも御理解をいただいて、村の花として今チューリップ以外のものを考えておるということでもありませんし、相変わらずチューリップの村だけでも、チューリップが少ななって寂しいなということもありますけども、それはさまざまな立場でプランターなどで栽培をしていただいたり、いろんな取り組みも出ておりますので、そのようなことに感謝をしながら、やっぱりチューリップの村というイメージを大事にまだしておく、持続させておく時期だというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山路 有君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ありがとうございます。何かこの場面になって、ちょうど村長の意思がちょっとわかるようになりました。

○村長（石 操君） 壊れちゃったっていう……。

○議員（2番 景山 重信君） いやいや、わかるようになりました。

ただ、あげして話しますと、前のカンゾウの話もですけども、チューリップの話ですけども、農家の人と行政の人とのやっぱり本当に意思のつながりっていうのがあったならばこういうことが、特にチューリップなんかは前もってわかっておることですので、毎年、挨拶に来られて、話しますよ、調子が悪いよっていうことはわかっちゃうっていうことですので、やっぱりそれ以上のつながりがあったならばということは感じてしまいます、私は。もっともっと深く農家の人に溶け込んでやっていただかんと思うんですけども、ちょっこ益田課長、その辺は答えてやってください。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 景山議員の御質問にお答えします。

チューリップのこの機械に関しましては従来からどうだったっていうところまではちょっと伺ってなかったもので、対応がちょっととれなかったことはおわびしたいと思いますけれども、このたび景山議員のほうから御連絡いただいた後、生産者の方とお会いしまして、機械の状況なりを聞き取りさせてもらいました。その際には、修理がまだできるのか、それとも新しく買わなければいけないのかっていうような判断がまだできないような状況の中でした。その中で、見積書のほうを出してくださいということでその生産者の方にお願ひして、見積書のほうが出てきたんですけども、修理の見積りのほうが出てきてなくて、新品のほうの見積りが出てきてまして、

今後、新しい機械を導入するっていうことになろうかと思えますけれども、農協のほうの持ち物ということもありますので、そこら辺の対応は今後、御協議を重ねていかなければいけないのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ありがとうございます。本当にこれをきっかけにぜひ農家の方と、3人の方と、3人っていったって相手がおることですので、この方と会話を十分にとって生産を励まして、元気づけてあげていただきたいと思っております。

それから、維持存続ということで、これからある時期に来たので、来年が40周年のマラソンということですので、私は、先ほど言いましたように、チューリップマラソンということ存続させたいと思っておりますけれども、ちょっともう一遍、そういう状態でプランターマラソンになってしまっような状態ですので、再度、住民の人にとってみて、どげするかということ、続けてくださいということになればもっともっと、2反や3反の面積じゃなくて、もっとようけ面積をもって、特に40周年のマラソンということになればもうちょっと立派な舞台づくりをしてあげたいなという思いがあるもので、皆さんにとって早目に結論を出してもらって、そういう方法でできないものでしょうかなと思っております。今のまま、例えば2反のまんまでおさまってしまうので、もっともっと、40周年事業ということですので、2反、3反じゃなしにもっとようけの面積ということで村としても頑張ってもらえんかなということがあっての質問でした。どうでしょう。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 景山議員からも私の答弁からも、チューリップの栽培なり栽培者の数なりが、人数が非常に難しいという議論をしてきました、今まで、この時間。40周年に向けて2反、3反じゃいけんけん、もっとがばっとふやせという話ですけれども、そんな簡単な話では、これまで前段、議論してきたところでは難しいのではないかと。それは気持ちはわかりますけれども、40周年でせっかくだからという言い方はわかりますけれども、じゃあ、生産者を確保せんけども、どげすうだという話もありましたし、そんなことや機械もいけんようになっような現状をどげすうかという議論の中ですので、それに答えるのが今のところ精いっぱいでしたが、改めて村民の皆さんに問うということにはならんであろうというふうに思ってます。それは、生産が追いつかないけません。チューリップを、何ていいますか、ただ、穴掘って埋めとくということにはなりませんので、そんなこと私が言うすべでもないですけれども、プランターといえども一定の土壌を準備して、肥やしをして、栽培管理をしてできるわけですので、そんな

簡単に一朝一夕にできるものではありませんので、そこは、じゃあ、がっとふやせなんて話、簡単な一口の議論ではないというふうに思っていますが、どうやってふやしていくのかなということは生産者に考えてもらったり、うちげからこんな話もあるけど、ふやせんだろうかなという話はあれしてもみても、今そこここで、じゃあ、何ぼにしますというようなことではないというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ありがとうございます。

ただ、何ていいますか、目標を持って5反という私も表現したんですけれども、40周年事業ということならば、生産者も見つからない中、問うことにはならないというような表現はちょっと私はいけんと思うのですが、私の気持ちとしては、一緒になって来年は皆さんを、栽培者の人をお願いするとか何とかして、目標を持って増殖できるような、反別がふえるような、そういう日吉津の村にしたい、してくださらんかなという思いがあるもので、ただ、私のそれは気持ちです、人数が栽培者がおらないのでふやすことはできんというような、そういう寂しい発言はちょっと……。

○村長（石 操君） そんなこと言ったつもりはありません。

○議員（2番 景山 重信君） ちょっと私、いけませんので、そういうことでは、ひとつよろしくお願いしたいと思います。終わります。

○議長（山路 有君） 以上で景山議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続いて、5番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島でございます。

質問は3点通告させていただいております。1点目はひえづ式巡回バスの運行について、2つ目は今後の土地開発公社について、3点目は村農業委員会の重要施策についてでございます。村長からの答弁をお願いいたします。

1つ目のひえづ方式巡回バスの運行については、2点お伺いいたします。村内バス運行につきましては、これまでも質問をさせていただいております。その後も多くの皆さんから、巡回バス、巡回の車があるといいなっていうことを言われますので、再度質問をさせていただきます。自動車事故は年齢を問わず、連日報道されております。中でも高齢ドライバーの逆走運転、悲惨な事故の多発で、政府は対策を検討始めました。最近、村内では女性高齢者が集まると決ま

ってといたしますか、話題に上るのは、車の免許を返納すると後がどうなるかっていうことが話題に上ります。危ないから返納と言われても、親のことや家族のこと、そして自分の今後の体調のこと、買い物や通院などを考えると返納はすぐにはできないなっていうことが出されます。そして、その後で皆さんで話し合われるのが、村内を回る車があるといけどっていうことで、それをぜひ行政に考えてほしいっていうことが上がってまいります。これまでの質問に対しまして、村長からはタクシー助成券の利用を促進していくということを答弁としていただいております。社会参加を促進する施策、事業としては評価をいたしております。課長からは、デマンドバスも全くゼロではないということで、地域の公共交通協議会との連携も、関連も含めて検討してみたいということでありました。その後、新しい方向性は出たのでしょうか。タクシー助成券とあわせた事業として、ひえづ方式巡回バスの運行についてお伺いをいたします。

2つ目ですが、先ほど申し上げましたタクシー助成券の利用についてであります。現在、利用1回500円っていうことがなされております。利用者の希望としては、年間2万5,000円の範囲で利用できるようにとの声が出されております。もう少し利用の促進っていたしますか、自由に使える方向を考えていただきたいということがありますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

次、大きく2番目ですが、今後の土地開発公社のあり方について2点伺います。土地開発公社は30年来の課題解決に向けて、現在、経営の抜本的改善を求めするために、平成25年度から29年度、今年度が最終年度ですけれども、経営健全化計画を実施しております。

1つ目ですが、平成25年度経営健全化計画策定時において、仮払金約3,800万円がございました。これは、起債の対象にならずという説明を受けております。これの処理に当たって、どうされるのか、お伺いをいたします。

2点目は、健全化計画終了後の土地開発公社のあり方、解散か継続かについて、多分検討されておると思いますので、お伺いをいたします。

次、3点目です。村農業委員会の重要施策についてお伺いをいたします。農業委員会法の改正によりまして、今年7月20日から本村も農業委員会は新体制となります。今議会において、委員さんの提案がなされております。農地利用の最適化を促進していくことが目的ということで掲げられておりますが、まず、1点目として、日吉津村農業委員会がまず重要としていかなければならないことは何かっていうことです。

2点目として、本村では、農地最適化推進委員は設置いたしません。農業委員が兼務することになりますが、これまでと今後の委員さんの任務に大きく違うところがありますでしょうか。

3点目です。農業委員報酬は3月議会で条例の一部改正がありまして、加算額は国の制度によって行い、規則で定めるという説明がございました。加算額は決まりましたでしょうか。その決め方についてお伺いをいたします。

4点目は、職員体制についてお伺いをいたします。農業委員会法第26条、専任職員の配置についてのご質問ですが、その点についてお伺いをいたします。

以上、質問でございますが、答弁によりまして、再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 三島議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、1点目は、ひえづ式巡回バスの運行をとということでございますのでお答えをしますが、高齢者のドライバーの逆走運転などの悲惨な交通事故が多発をしておるというところであり、その対応が問われておるということで、巡回バス要望の背景として、公共交通手段のない公共交通空白地帯への移送が上げられますけれども、本村では、その対応として、平成7年度から日吉津村重度心身障がい者等社会参加促進事業としてタクシーの利用助成を行ってきたところでございます。対象者は、障害者手帳、療育手帳、精神保健手帳をお持ちの方で、一定等級以上の住民税非課税の方、75歳以上の高齢者のみの世帯、また、65歳以上74歳以下の高齢者のみの世帯で運転免許または自家用車を所有されていない世帯と、徐々にその枠を広げてきており、乗車1回につき500円分のタクシー券を一月に4枚交付して、高齢者や障がい者の交通利用助成への充実を図ってまいってきたというふうに考えております。これまでも公共交通やデマンドバスの運行について、鳥取県西部地域公共交通活性化協議会などで今も検討がされておるところであります。行政区域内を巡回するデマンドバスということであると、非常に限られた、限定的な我が村の2キロかな、2キロ四方ですか、のことにありますので、デマンドは余り現実的ではないというふうなところもあるというふうに考えております。そういう意味では、タクシーチケットのほうがコスト安で効率化との結論から、タクシーの利用助成に力を入れてきたところであります。

2点目の、1回500円使用を年間2万5,000円の範囲で使用できるように検討されているかということですが、事業を始めて以来、タクシー助成1回の利用について500円での使用とさせていただいております。この事業の目的は、生活の支援であったり社会活動の参加促進でありますので、まとめた御使用は今のところ検討をしておりません。病院への通院や日常生活での利便性の向上に御活用いただくなど、障がいのある方や高齢者の皆様方が外出の機会をふやしていただけるようなお使い方をしていただければというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、2番目の今後の土地開発公社でありますけれども、仮払金の3,800万円については、農村活性化土地利用構想事業に伴うエリアの中の用地費分が仮払金ということで、いわゆる開発公社が村の事業を肩がわりしておるということが一つと、土地区画整理事業の宅地減歩助成費等の補償費を開発公社に仮払いをしてもらっておるといことですので、これらの補償費は今回の健全化計画で起債の対象にならなかったということですので、村が公社の所有地を買い入れる際に、この補償費を合わせて一般財源での処理をしなければならないということですので、御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、土地開発公社のあり方については、29年度末にこの健全化計画を終わるといことですので、質問の時期としては当然このことが出るのかなというふうに思いますけれども、もうちょっと現在の開発公社の進捗状況を見きわめさせていただきたいと。今やめるか続けるかといことではなしに、もうちょっと時間をいただいて、土地の処分の健全化の進捗状況を見定めからの判断にさせていただきたいと。どちらかといえば、多少持って、継続をして、どこかの時点で、ああ、これなら大丈夫だといところまでちょっと判断を待っていただければというふうに、今の段階ではないなというふうに思っています。いずれ、そんな、やめるか、公社を閉めてしまうのか続けるのかという判断ができるような開発公社の状況にしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

3点目の村農業委員会の重要施策はといことでありますけれども、これは全国横並びのところがありますけれども、農業委員会等に関する法律の改正によって、農業委員会の役割としては、さらに改めてのことになりましたけれども、担い手への農地利用の集積・集約化といことが大きな仕事になります。それから、遊休農地の発生防止と解消と。それから、農業に新規参入される方、新規参入の促進を必須業務として位置づけられております。現在も荒廃地対策など、関連した取り組みを進められておりますので、より一層充実した活動にさせていただくよう、農業委員会において取り組んでいただきたいというふうに考えております。

その中での2番目の質問で、農地利用最適化推進委員は設置しないので、農業委員が兼務する。これまでと今後の任務が大きく違ふことはあるのかといことではありますが、本村においては、1人ずつ定められた担当地区の現場活動を行う農地利用最適化推進委員を設置しないこととしておりますので、その任務を農業委員さんが担ってもらうといことにしておるところであります。本村においては、新体制の農業委員さんが7月20日からの任期であります、昨年からの現在の農業委員会全員に担当地区を決定をして、現場活動を行っていただいているのが現実でありますので、現農業委員と新農業委員の任務が大きく変わるといことではないというふうに思

っておりますけれども、法律改正によって、先ほど申し上げました、担い手への利用集積、さらに遊休農地の発生防止・解消、そして新規参入の促進をさらに強く求められた改正であるというふうに考え、農業委員さんの仕事はそこが重点化し、さらに特化されていくということになるというふうに思っております。

それから、加算額でありますけれども、委員の加算額については、報酬加算額ですけれども、現場の活動及び成果の実績に応じた額ということで新農業委員に支給をするということにしておるわけでありまして、活動の実績に応じた額ということでは、その活動内容で申し上げますと、農地の出し手と受け手、借り手の調整活動、調整をすると、それから遊休農地所有者に対する相談活動、そして新たな農業経営希望者への農地あっせん活動などの活動に対して加算をするということでございますので、先ほどの農業委員会の、農業委員の大きな役割ということに集約化や荒廃地の解消、そして新規参入の促進という、その3点に絞って活動の加算の実績を支払うということございまして、成果の実績に応じた額ということでは、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消の達成度に対してそれぞれ支給するということございまして、先ほども議員さんからありましたように、別途、村長が定めるということにしておりますので、現段階でその支給額をどうするのかということでは、多少遅くなっておりますけれども、20日までの任期までには支給額を定めていきたいと。それは従来の農業委員さんとも議論しながら、相談するころはその辺かなということで、また、よその状況も見ながら、新しい農業委員会の制度において既にスタートしていらっしゃる場所もありますので、そこら辺の報酬額も勘案しながら定めていきたいというふうに考えておりますので、現段階ではまだ定めてないということで、これからの、日にちは限定的でありますけれども、定めていきたいというふうに思います。

次に、農業委員会の4番目でありますけれども、農業委員会職員法第26条で職員について定めてあるけれども、その職員体制はということございまして、職員の定数は条例で定めるといふふうに規定してあります。そして、日吉津村職員定数条例において、農業委員会の事務局の職員1人と規定をしております。法第26条第5項では、専任の職員の配置及び養成、その他の措置を講じて、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図ることに努めなければならないと規定をしておるところございまして、本村においては、建設産業課長を事務局長、建設産業課職員のうちから1人を事務局職員とする、合計2名の職員体制としております。そして、法令や農業委員会総会の決定事項に基づき、会長の委任を受けた事務局長の指示のもとで日常的な業務を行っております。

以上で三島議員からの一般質問の答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げて、

答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 巡回バスについてですけれども、先回もさせていただきます、大体お考えになっていることは理解はしておりますけれども、住民の皆さんの、特に女性からですけれども、たくさんの要望が出されます。先ほど申し上げましたように、寄りますとそういう会話がなされまして、本当はすぐ返したいけども、返した後が不安だということがありまして、自分の親を見ておる中でも、病院に送ったり、いろんなことをしておるということがありまして、家族に免許証を持っておる者がいるともらえないということもあります。そうすると、若い者に休んで連れていってくれということには言いえない。以前のようにはみやすく休みがとれないということがありまして、そういうことも考えるとやっぱり不安だということを言われます。デマンドバスというのは、なるほど、大きい、こうありますし、いろんなことを考えた中で、日吉津は日吉津として小さい村にあった、そういう村中を回る小型の車を走らせていただけないかなということが出されるわけです。確かに障がい者の方初め、多くの皆さんに助成券を発行していただいているということは大変評価するものです。よそに先駆けてやられた施策であると思っておりますので、それは大変いいことだと思っておりますが、だんだんなれてくるとみんなが要望が多くなるということはあると思いますが、それはそれなりに、やはり小さい行政であるからこそできるし、やれるということもあると思っておりますので、もう一度そこを検討していただいて、行政の中で考えられるということではなくて、障がい者の人も、それから免許持っている人も返納した人も、それと免許がない人も若い人も子育て中の方も寄って、いろんな協議をしていく場という、そういうものは設けてもらえないものかということも出されておまして、そういうことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の御質問にお答えします。

デマンドバスについては、以前からもお話をさせていただいておりますけども、実は5月に県のほうともデマンドバスの関係で協議をさせていただいております。日吉津村全体ではないですけど、この西部地区でアンケート調査もされて、その中の日吉津村の調査等も含めて、昼間はやっぱり病院とか、それからイオンとかに行かれるというのがバスの利用が多いということで、デマンドバスについては、今吉とか日吉津下とか、人口が集中してるバス路線のないところが空白地域があるということでお話をしたんですけども、やっぱりデマンドバスの必要性はちょっと

低いかなということ、このデマンドバスの導入となると運輸局であったり、いろいろなことがかかわってきますので、なかなか広範囲にわたる配送を好まないということもあって、一応はなかなか非常に難しいなということの話をしております。なかなかデマンドバスっていうのは難しいものもあって、コスト的にも、案としてデマンドバスの話をしたときに1回300円ぐらいということがありまして、タクシーだと初乗りが500幾らから630円ということで、500円の券を使っていただくとそっちより安いということで、コスト的にもタクシーのチケットを利用したほうがいいなという話になっております。ただ、今現在、西部地域公共交通活性化協議会の中でも、実はバス路線の西部市町村間の循環線の設定についてちょっと協議が行われておりまして、以前にもちょっと話をしたと思うんですけども、伯耆大山とイオンを結ぶ巡回路線が、要は日吉津を通過して米子をぐるっと回るような路線なんですけども、その辺も今、検討されてるところですので、デマンドバスはなかなか難しいですけども、そのバス路線ができれば、またそういう伯耆大山のほうからイオンに向かっていく道にバスが通ることになれば、多少そういう部分も解消できるかなというぐあいに思っております。以上です。

○議員（5番 三島 尋子君） みんなで。（「協議の場」と呼ぶ者あり）

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 済みませんでした。先ほどの話で、デマンドバスについては今のような話ですので、今現在、協議の場ということは、今のところは考えておりません。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） いや、みんなが寄って、話し合いの場を持っていくっていうことはお考えにはならないでしょうかっていうことをお聞きしたと思いますが、その点いかがでしょうか。すぐにはなるとは思いませんが、今年1年ぐらいかけてでも検討してみるとか、そういうことはいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 協議の場については今のところ検討しておりませんが、議員言われるように、少しその辺については検討してみたいと思います。

あと、デマンドバスについては予約という部分がありますので、やっぱりその部分でも難しさがあるかなというぐあいに感じております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） デマンドバスっていうのは、走るところに限られると思いますので、その点については理解はします。ですので、日吉津は日吉津の方式のものを検討してもらえ

ないかなっていうことですので、皆さんでそういうことについて話し合いの場を持っていただけたらなということですよ。

それと、また、タクシー券っていうことは大変いいことだと思ってます。ですので、これはずっと続けていっていただきたいと思いますが、例えば、村内は日吉津村式の巡回バス、巡回バスっていうか、巡回の車、小型車でも回していただいて、あと、村外になったらタクシーを使うとか、そのタクシー券、先ほども答弁がありましたけれども、1回500円っていうのは譲られなかっていうことです。これは利用者の方からも多分、担当者のほうへは伝わってると思いますが、何度か要望をしておるけれども、一向に返事が返ってこないっていうことがありまして、その点、その方は余りは使っておられないようです。75歳以上ですので、独居ですが、車がありますので大体車を使ってるけれども、でも、もしかのときに何かがあったときには、米子のほうにでも出ないといけないときに、1回500円では往復で四、五千円かかるときに千円っていうことですね。それを4,000円払うっていうのはどうかなっていうことが言われてます。それで、年に何回かしか使わない。全然使っていないっていうことも言われます。ですので、利用の仕方について、もう少し検討を加えてほしいっていう要望があっておるはずですよ。こういうことについて、担当課のほうでは検討がなされておりますでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

現在の利用方法は、先ほど答弁にあったとおり、1回500円ということをお願いをしてるところです。それで、そういった声が届いてないかということなんですが、この4月に申請を受け付けますけれども、窓口のほうで数名、そういった、何枚も1回に使ってもいいんじゃないかというようなことをお問い合わせもあると聞いております。ただ、所期の目的が病院への通院ですとか日常生活の利便性の向上、そして高齢の方や障がいの方が外出機会をふやしてもらうというのを狙いとしておりますので、やはり、1回、例えば医大に行って帰られる。それで2,000円かかる。往復で4,000円ということ、そこで使ってしまうばそれでおしまいなんですけども、使えるんですけども、一月に4枚ということですので、医大の1回ということではなくて、何回かはやはり外出もされると思いますので、そういったときに分けて使っていただきたいなということをお願いをしています。そして、2万5,000円という年額なんですけれども、今のところ、利用の平均をとってみますと、50回のうちの22回から25回、ですから半分ぐらいというのが今の実績であります。ですので、2万5,000円せっかくありますので、ぜひ満額のほうを御利用いただきたいということで考えております。今のところは、おまとめになって御利用いただ

くというのは検討はしておりません。以上でございます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） そうしますと、月4枚ってというのは譲れないってということですね。今後、これについてももう一度検討をしていくってということはないでしょうかね。このことについても後、答弁をお願いします。

それとですが、ただいま利用についての話がありましたので、ちょっと私も調べてみました。助成券の発行は1回500円で、1人何か50枚って予算の説明のとき聞いたように思います。そうしますと2万5,000円ってということだになってこと思いました、じゃあ、利用はどれぐらいありますかということをおもいましたら、これまでの実績ですけれども、大体90人ってことでした。そうすると、200人に配ってるってことですので45%ですね。当初予算を見ますと100万です。本当は200人に配って、全額を使うようになると500万円の予算編成だと思いますが、100万2,000円が計上されております。これを見ますと、金額からすると20%。初めから利用がないものだになっていうふうに何か考えられてるのかなっていうふうに捉えてしまいました。うがった考え方、捉え方かもしれませんが、この促進について、ただいま答弁いただいた中で、もう少しそれにすれば、利用の促進していくってことに努めていかないとバスを運行できないかっていう方向にもなると思うんですね。これとあわせて、皆さん、住民の方がせっかくの利用のことですので、もう少し前向きに、漸進的に検討をして、住民にいい御返事をしていただくってことはできないものでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） まず、50枚ということですが、月が4枚ということで12掛けると48ということなんですけれども、年度当初には50枚、来られた方には50枚お配りしております。それで、今、200人ということをおっしゃったんですけれども、一応、通知、案内をするのが200世帯ぐらいです。内訳を言いますと、障がいの関係の方が50名ぐらい、あと、高齢者の関係の方が150世帯ぐらいということで、200世帯ぐらいにそれぞれこの利用ができますよという案内を配らせてもらいます。そして、申請のある方というのは、例えば28年度実績でいえば72名の方が申請に来られてます。ですから、ちょっと200というのは最初の案内の通知でして、利用は実際は72名ということになっております。

それで、決して絶対譲れないということではありませんで、やはりこれから皆さんの声を聞いて検討していく必要はあるなというふうには考えておりますので、今までのちょっと、若干懸念としては、我々の狙いとした違うところの利用方法もされるといった懸念もありましたので、そ

の辺をどうやったら払拭できるかというような辺も考えながら、利用の仕方について検討していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 今後も住民の意見をよく聞いていただきまして、これ、せっかくの施策ですので、活用ができてきて、皆さんが社会参加を促進されるように方向づけをしていてください。

次、2番目の土地開発公社のことについてお伺いをします。1番目の仮払金の3,800万円については一般財源で対応していきますっていうことでしたので、今年度、土地の買収っていますか、役場が買い取ることと含めて全額をその中に含めて3億1,000万でしたかね、その中に入っておるといっていいのでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 土地開発公社の決算の報告等でも説明しましたけども、固有財産の海浜運動公園、それから先ほどの農村土地利用活性化構想事業、それから土地区画整理、全て合わせて3億3,161万318円ということになります。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 2番目の今後のあり方についてですけれども、先ほど村長からの答弁をいただきまして、今年度、もう少し検討させてほしいということではありましたので、今までのような塩漬け土地ができないように今後はしていくとは思いますが、よく検討をされて、また議会のほうへも報告をしていただきたいというふうに思います。

それと、あと、お伺いしたいのは、これから公会計に入っていくわけですが、役場が買い取った土地が行政の固定資産として上がってくるわけですね。そのときに、簿価を見ますと大変大きい額になっておりますけれども、その額が固定資産として村が見ていく額に合っているかどうかということですね。そこら辺、簿価でも見てもいいし、時価で計算するかはその行政自体、自治体で考えていくって公会計のあり方になってくると思うんですけども、その点はどうか考えていますでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） その点については、ちょっとなかなか難しい問題でありますので、十分協議して決めていきたいというぐあいに思います。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 公会計に変わるってのは来年度からではないでしょうか。固

定資産については終わられてるのではないですかね。それに対してどういう状況が考えられてる、ほかのことも同じだと思うんです。ただ、土地開発公社だけのことではなくて、全体的なものとして簿価ですか、それとも時価に当たっていかってということがありますので、現在は、じゃあ、どういうふうな方向をとられておるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 済みません、ちょっと時間いただいてよろしいでしょうか。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（山路 有君） はい。じゃあ、暫時休憩。

午後 2 時 4 2 分休憩

午後 2 時 4 6 分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 失礼しました。全て一応、取得価格ということで、その当時に買ったお金でしております。特に土地開発公社は簿価で買ってございまして、その取得価格ということしております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 時間とりました。

その簿価ってということになりますと、少し計算をしてみると物すごい高い金額になってます。平米当たりが四、五万、坪当たりになると今吉で十五、六万っていう計算になります。そうすると、実際にそれだけで売れるかっていうことがあると思いますので、そこには差額が生じてくると思いますね、実際に売買、村がするかどうかは今後わかりませんが、その点において、やはり検討をしていくところかなっていうことを感じております。そういうことをちょっと申し上げておきたいと思います。

次に、農業委員会の施策についてお伺いをいたします。先ほど農業委員会の重要施策について答弁をいただきましたけれども、農地の再生協議会ですかね、そういう協議会があって、いろいろ協議をされておるっていうことは知っておりますが、農業委員会は月 1 回で、これは月 1 回っていうことが規定になってますでしょうか。私の勉強不足かも知れませんが、農業委員会よりも再生協議会っていうのが何か力を持ってるのかどうなのか、何かそういう感じを受けるわけですが、これはどういう関係にあるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員の御質問にお答えします。

農業委員会総会は、月に1回ということで毎月実施をしております。

あと、再生協議会と農業委員会との関係ってということなんですけども、再生協議会のほうが建設産業課が農政担当ということで担当しておりますし、同じ課なんですけども、農業委員会も建設産業課のほうで行っておるということで、再生協議会は幹事会を最初に行いまして、そこで総会に提出する資料、議案なりを検討していただいた中で総会を開催しますけども、その中で、具体的にいいますと、先ほどありましたような農業委員会の農地の最適化の推進の事業、取り組みます事業、これは全て再生協議会の取り組みます事業ともかぶってきます。あと、その中で、農地中間管理事業っていうのもあるんですけれども、そちらのほうについても農業委員会なり、あと、再生協議会なり推進していくという形で取り組んでおります。目的は、同じような目的になるかと思えますけれども、農業委員会におきましては、農地の売買、貸借の許可、あるいは農地の転用案件というようなことの協議される部分がありますけども、こちらについては、再生協議会のほうでは検討事項に上がってこない部分ということで解釈しております。あと、ありますのが、荒廃地対策の関係なんですけれども、年に1回、農地パトロールということで対応をとりますけれども、こちらにつきましても、農業委員会と再生協議会が同じ日に同じことをやっておるということで、事業のほうをさせてもらったりします。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 担い手さんへの土地の集約ってというのは農業委員会でやられるってことがありますけれども、それに向けて、この再生協議会っていうのもそういうところに絡んでいる、土地出された人に対して交渉とか、いろんなことをやっていかれるってことはあるんですね。何かそういうふうに聞いてますが、それはどうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 先ほど益田課長が答弁しましたように、農業委員会は基本的にはこれまで3条、4条、5条の転用なり売買なりの許可行為を審査して、例月の月1回の総会で法律案件を許認可しておったということに加えて、今回の、先ほど答弁をいたしました集約化なり荒廃地の対策なり、それに、さらには後継者の新規参入の育成ということが新たにつけ加わったということです。それで、再生協議会のほうは、どちらかといえば、水田を中心にいわゆる米の生産量を何ぼ確保していくのかと、転作ということではなしに、今は米を何ぼ生産するのかと、それ以外のものを何を何ぼつくるのかということのほうの議論が中心になってます。再生協議会の中で

は、幹事会を持ちますけども、幹事会はいわゆる農地をそれぞれ集落束ねていらっしゃる実行組合長さんを中心に、農業委員会もだったかいな、実行組合の……（発言する者あり）だけだな、幹事会は実行組合長を中心に下案をつくっていただいて、じゃあ、来年はこのエリアは何をつくらう、何をつくらうという議論をしていただいて、再生協議会の総会では、農業委員の代表、作物をつくれる方の代表、それから若手の代表、それから実行組合さん全部と、それから農協や農業共済の団体や食糧事務所等も含めて再生協議会の議論をしていくということで、再生協議会では、言ってみれば、外から見れば農業委員さんと一緒なことをしておるわけですけども、農業委員さんは従来の法律事項を決定をしていく、判断をしていくということに3つの新たな責務が加わったということですけども、再生協議会のほうは基本的には来年度こんなもんつくるということでの、米何ぼつくるということを基本にしながら、ほかの作物を何ぼつくるということで、じゃあ、どんなふうで議論しようかと、例えば水利用調整はどうしようかとか、ほかの作物に害があるようなことではいけないのでどうしようかとか、さっきもありましたが、ブロッコリーをカモの、居残りガモといいますか、北帰行しないカモがブロッコリーの苗をかんでいけんのもどうしようかというような議論をしておるとい再生協議会です。わかりにくいですけども、同じような内容で取り組んではおります。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 日吉津の場合は、農地利用の最適化推進委員さんっていうのを置かないわけですけども、先ほどもそういうふうに答弁もいただきましたが、これ、農業委員が全員で担当するっていうことになってます。部会っていうのもありますけれども、先ほど答弁があったように全員ですということですので、日吉津村は部会もないっていうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 日吉津村には部会はありません。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 加算額のことですけども、まだ決めてないっていうことでしたが、この活動実績によってしていくっていうことでしたけれども、これは交付金の対象なんでしょうか。それによって決まるのか、それとも活動1回っていう、そういうものについて幾らっていうふうに決めるのか、そこら辺が決め方だと思ってるんですけども、今後決めていくっていうことですが、交付金の対象になるということではないのでしょうか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） こちらの加算額の考え方なんですけれども、国から市町村の農業委員会のほうに交付金のほうが支払われるということで、その考え方が、村長の答弁にもありましたとおり、実績による支払いということになるわけなんですけれども、一つが活動実績払いということで、こちらのほうの事業実施計画に沿って実施された活動の実績報告によるもので、対象となりますのが従前から出ております出し手、受け手の調整でありますとか、遊休農地の所有者との相談活動でありますとか、そういったようなものが対象となりまして、月額が最高額で、上限なんですけれども、1人当たりが6,000円ということで出ておりますし、もう1点が成果実績払いということなんですけれども、こちらのほうは成果に応じました点数制を設けまして、それによりまして金額を調整して交付されるということになっております。対象となります指標としましてが、農地集積の進捗状況、あと、遊休農地の荒廃防止・解消というところが指標となっております、こちらのほうが月額1人当たりの上限額が1万4,000円ということで、実績に応じて増減がなされるということで、いずれにしましても、実績払いということですので、月々の支払いという対象にはならないのかなというふうには考えてます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） これは、そうしますと、出ていただいたっていうか、そういうまとめをしたときに払うってということではないってことですか、実績払いってということになると。後払いってことですね。じゃあ、年度をわたるってことなんですか。その点を一つと、それと、先ほど職員の体制について伺いました。これは、私、質問を出す時点において、役場の事務分掌のこれが6月1日に出されてますので、それとちょっと行き違いになっております。これを見ても、農業委員会は主査の人が担当ってということにはなってます、この人が専任でされるのかなっていうふうな解釈はしましたけれども、全体を見ても、事務局を持つってのが4つぐらいあるんですかね。総務課では選挙管理委員会の事務局がありますし、それと、固定資産の評価審査ってのがあります。それから農業委員会、それと、議会が議会議務局に監査委員事務局ってのがあるんですけれども、これ、一担当として掲げてありますので、よその分掌のあれを見ると、ちゃんと事務局ってのが別に掲げてあるんですよ。やはりそういうふうに設定すべきかなっていうのを思うんですね。村長の差配にならない部局ってことだと思いますので、今後そういうふうはこの事務分掌表をしていただきたいなというふうに思ってますが、これについてもいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 加算額の支払いにつきましては、年度内に行えるものと思って

おります。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 事務分掌の関係ですけど、議員おっしゃるとおりでございます、市町村の職員録のほうはそういうぐあいに分けてあるんですけど、広報のほうはそういう形になっておりませんでしたので、今後、その辺で事務局を分けて提示したいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） これで質問終わります。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で三島議員の一般質問を終わります。

---

○議長（山路 有君） 本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

次の本会議は、明日、6月14日午前9時から一般質問を開催します。御参集ください。以上で終わります。御苦労さまでした。

午後3時03分散会

---